# ふるさと融資の手引き

令和5年4月 一般財団法人 地域総合整備財団

## 目 次

第	1	ふるさと融資制度の概要1
	Ι	ふるさと融資とは
	II	ふるさと融資の要件41.貸付団体42.貸付対象者43.貸付対象事業44.貸付対象費用55.貸付額等56.債権の保全6
第	2	ふるさと融資の事務手続き9
	Ι	<b>事務の流れ10</b> 必要書類一覧11
	П	具体的な事務手続き121.貸付決定まで (1)ふるさと融資の利用の協議12(2)事前相談・調整12(3)借入申込み12(4)総合的な調査・検討依頼13(5)補足資料等の提出・調整13(6)案件検討会13(7)地方支援調査委員会14(8)総合的な調査・検討の結果通知14
		2.貸付実行等       1)貸付事務包括委託契約       15         (2)貸付実行関係事前調整       15         (3)起債       16         (4)貸付実行       16         (5)完了報告       16
		3. 償 還 (1) 償 還 ···································

第	3 ふるさ	さと融資借入申込書類等様式	19
	ふるさと	融資 相談メモ20	
	(様式1)	地域総合整備資金借入申込書21	
	(様式2)	事業計画書22	
		事業者概要書23	
		- 1) 設備投資等及び資金調達計画書24	
	(様式4-	- 2)            付表	
	(様式5)	年度別損益・資金収支計画書	
		(1) 年度別損益計画―本プロジェクトベース26	
		(2) 年度別損益計画・資金収支計画―全社ベース27	
	(様式6)	地域総合整備資金貸付に係る意見書28	
		<i>"</i> 別紙29	
	(様式7)	地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書30	
	(様式8)	地域振興民間能力活用事業計画31	
	(様式9)	地域総合整備資金貸付決定通知書32	
	(様式10)	地域総合整備資金借入申込内容変更書33	
第	4 ふるさ	さと融資借入申込書類等記載例及び記載要領	35
	(様式2)	事業計画書36	
	(様式3)	事業者概要書38	
		- 1) 設備投資等及び資金調達計画書40	
	(様式4-		
	(様式5)	年度別損益・資金収支計画書	
		(1)年度別損益計画-本プロジェクトベース44	
		(2)年度別損益計画・資金収支計画-全社ベース45	
	/ L 44 1	HELDAN A #6/Ht/fo A /Hb a ch Va ch (ch lib code)	
		地域総合整備資金借入申込書〈記載要領のみ〉・・・・・・・・・47	
		地域総合整備資金貸付に係る意見書〈記載要領のみ〉・・・・・・47	
	(棣式10)	地域総合整備資金借入申込内容変更書〈記載要領のみ〉47	
	(様式8)	地域振興民間能力活用事業計画48	
参	考資料 …		51
	₩ <del>ぱ</del> ※ △ ぁ	为供次 A代付面 纲	
	地坝芯石等	<b>遂備資金貸付要綱</b> 52	

# 第1 ふるさと融資制度の概要

### I ふるさと融資とは

地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て民間事業者等の設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度である。

### 1. 制度の基本的考え方

地方公共団体、民間事業者及び民間金融機関等がスクラムを組んで地域振興のために協力していくこととし、このなかで地方公共団体は、ふるさと融資をインセンティブとして地域振興に寄与すると考えられる民間事業が行われるよう、民間事業者に対して支援する。

また、多様な政策課題や地域課題の解決に資するよう、新規雇用の創出を前提として、幅広い分野の様々な規模の事業を対象とする。

### 2. 制度運営の特色

### (1) 民間金融機関等と共同した民間事業活動等の支援

- ふるさと融資は、民間金融機関等からの借入とセットで行われる。
- ふるさと融資は、貸付対象費用の総額から補助金を控除した額の35%(過疎地域、定住自立圏等は45%)以内とされている。
- ふるさと融資においては、民間金融機関の連帯保証が必要である。

### (2) 地方債による融資資金の確保

- ふるさと融資を行う地方公共団体が、融資のために必要な資金を円滑に確保 できるよう、当該資金は起債で賄われる。
- 起債同意された(届出地方債にあっては協議により同意を得られる)一般事業(地域総合整備資金貸付分:充当率100%)に係る地方公共団体の利子負担分の75%(用地取得費に係る部分は50%)については、特別交付税によって措置される。
- 起債の元本に対しては、転貸債のため実質公債費比率には算定されない。

### (3) 全国的な共同組織としてのふるさと財団

ふるさと融資制度の全国的な運用を図るため、ふるさと財団は、地方公共団体からの依頼を受け、対象事業についての総合的な調査・検討を行うとともに、ふるさと融資の実行・償還に係る事務を行う。

### 〈ふるさと融資概念図〉

### ふるさと融資

地方債

利子の75% は地方交付税措置

原資

地方公共団体 (貸付団体)

貸付対象費用から補助金を控除した額 の35%以内(過疎地域、定住自立圏、 東日本大震災被災地域等45%以内)

#### 民間金融機関等借入金

A 銀 行 B 信 金 C 公庫 自己資金・補助金

補助額の75%を地方交付税措置)(地方公共団体が保証料補助を行う場合、民間金融機関の連帯保証

## ふるさと財団

総合的な調査・検討 貸付実行・償還に係る事務の受託

### 法人格を有する民間事業者

### 貸付対象事業の要件

- ・地域振興・活性化に資する事業
- ·公益性·事業採算性等
- ・貸付対象費用:用地取得費を除き 10百万円以上
- ・用地取得費は1/3を限度に算入可

5年以上20年以内 (据置期間5年以内)

#### 対象外事業

● 第三者に売却または分譲 予定施設

無利子

風営法に規定する風俗営業等の用い供される施設

### <新規雇用>

都道府県・指定都市からの融資

(再生可能エネルギー電気事業、市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」、(納脱炭素化支援機構が

出資等を行う民間事業の特例 : 1人以上) 市町村からの融資 : 1人以上

### 〈融資比率のイメージ〉

貸付対象費用

貸付対象費用から補助金を控除した額

ふるさと融資 民間金融機関等借入金 自己資金

-35%以内(過疎地域等45%以内)

補助金

: 5人以上

### Ⅱ ふるさと融資の要件

ふるさと融資の主な要件は次のとおりである。

詳細は、別冊「ふるさと融資Q&A」(以下、Q&Aという。)を参照願いたい。

### 1. 貸付団体〔Q&A 1, 66~69参照〕

ふるさと融資の貸付を行う主体は、地方公共団体である。

### 2. 貸付対象者〔Q&A 3~9参照〕

法人格を有する民間事業者を対象とする。 第三セクター (国・地方公共団体の

100%出資・出捐は除く。)も対象となる。

ただし、金融業を営む者(銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等)は対象となら ない。

### 3. 貸付対象事業 [Q&A 10~36, 68参照]

上記2の民間事業者が実施し、地方公共団体が策定する「地域振興民間能力活用 事業計画」に位置付けられ、下記の要件をすべて満たす事業。

### 【要件】

### (1) 事業の特長

公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの。

#### (2) 雇用の確保

事業地域内において、次の新たな雇用の確保が見込まれること。

① 都道府県・指定都市

⇒ 5人以上

(「再生可能エネルギー電気事業」、市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」もしく は㈱脱炭素化支援機構が出資等を行う事業であって、地方公共団体が地域振興の観点 から特に支援が必要と認める場合は1人以上)

②市町村(指定都市を除き、特別区を含む) → 1人以上

#### (3) 事業規模

貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1,000万円以上であること。

### (4) 用地取得に係る制限

用地取得等を貸付対象事業とする場合には、用地取得等契約後5年以内に対 象事業の営業が開始されること。

#### 【除外される事業】

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風 俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

### (用語解説)

※「地域振興民間能力活用事業計画」

地方公共団体が民間事業者等と協議のうえ、貸付対象事業要件に合致し、当該団体としても支援する必要があると判断した場合に策定するもの。

※「再生可能エネルギー雷気事業」

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業。

### 4. 貸付対象費用〔Q&A 37~42参照〕

### (1) 設備の取得等に係る費用

施設・建物の建設・取得・整備・改良・補修、機械装置など動産取得、土地の取得・造成のほか、これらとあわせて取得される無形固定資産。

土地の取得費については、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度に算入することができる。

### (2) 試験研究開発費等、当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用

貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業に係る試験研究や開発に要する費用、営業開始のために支出する費用等のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するもの。

付随費用に対する貸付額の割合は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20%未満とする。ただし、次の場合は、貸付額の総額の50%未満とする。

- ① 試験研究開発用資産の取得等に係る費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用を貸付対象費用とする場合
- ② ソフトウェア開発事業又は情報処理・情報サービス事業の場合

### 5. 貸付額等 [Q&A 43~52参照]

### (1)貸付額

貸付上限額は、要件一覧(P7別表)に掲げる金額、又は貸付対象費用の総額から補助金の額を控除した額に要件一覧に掲げる融資比率(35%又は45%)を乗じた額のいずれか小さい方の額。貸付下限額は、概ね300万円となる。

- (2)貸付利率 無利子
- (3) 貸付対象期間 工期が複数年度にわたる事業の場合、そのうち連続する4年 以内
- (4) 償還期間 貸付から20年以内(5年以内の据置期間を含む。)
- (5) **償還方法** 元金均等半年賦償還(半年ごとの償還額に千円未満の端数が 生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還。)

### (6) **民間金融機関等借入金** [Q&A 57~61参照]

借入額総額のうち、ふるさと融資以外の借入金を「民間金融機関等借入金」と呼ぶ。ふるさと融資はこの民間金融関等借入金とセットで行われる必要があり、 貸付対象者である民間事業者の自己資金とともに、融資比率算出の基礎となる。

民間金融機関等借入金には、民間金融機関からの長期借入金に加え、日本政策金融公庫など政府系金融機関からの借入、国や都道府県の制度融資、グループ会社からの借入(必要性が十分認められる場合)も含まれる。ただし、個人からの借入は該当しない。

### 6. 債権の保全

### (1) 連帯保証 [Q&A 53~56参照]

ふるさと融資においては、貸付けにかかる債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関の確実な連帯保証を必要とする。

「民間金融機関」の範囲は個別に財団まで問い合わせをいただきたい。

なお、政府系金融機関(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等)はこれに 含まれない。

### (2) 遅延利息 [Q&A 110~113参照]

民間事業者が償還期日に償還金の支払いを怠ったときは、約定償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年14%の遅延利息を支払う義務がある。

### (3) 繰上償還〔Q&A 114~119参照〕

### ① 貸付要綱・約款違反による場合

貸付要綱第13条及び金銭消費貸借契約一般約款第6条第1項各号又は同条 第2項各号の繰上償還事由に該当した場合には、繰上償還の対象となる。

#### ② 民間事業者からの申出による場合

金銭消費貸借契約一般約款第6条第4項により、ふるさと融資の全部又は一部を繰上償還する場合は、事前にふるさと融資を行う地方公共団体(貸付団体)の承認を受ける必要がある。

なお、ふるさと融資の一部を繰上償還する場合は、変更契約の締結と保証金 融機関の変更契約承認書が必要となる。

### 要件一覧(融資比率·融資限度額·雇用要件) 〔単位:億円〕

			通常6	D地域	地域含む)	みなし過疎         ・離島地域・         雪地帯	定住自立圏・	市町村(特別区 を含む)が認定 する「地域脱炭
			一般の 地域	地域再生 計画認定 地域・ 沖縄県の区 域	一般の 地域	地域再生 計画認定 地域・ 沖縄県の 区域	連携中枢 都市圏 ・ 東日本大震災 被災地域(*1)	素化促進事業」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
都	Ī	融資比率	3!	5%	4.	5%	45% (*2)	45%
<b>連府県</b>	融資品	通常の施設	42	52. 5	54	67. 5	67. 5 (*2)	67.5
都道府県・指定都市	融資限度額	複合施設	63	78. 7	81	101. 2	101. 2 (*2)	101. 2
干		雇用	5人 (再	生可能工力	ネルギー電	気事業は	1人)以上	1人以上
	融資比率		35%		45	5%	45%	45%
その他	融資品	通常の施設	設 10.5 13		13. 5	16.8	16.8	16.8
その他市町村(特別区を含む)	融資限度額	複合施設	· 施設 15.7 19.		20. 2	25. 3	25. 3	25. 3
		雇用			1 .	人以上		

(\*1): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(\*2): 但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置について、 都道府県は対象外。

### (用語解説)

### ※「複合施設」〔Q&A 43参照〕

貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう。

### ※「過疎地域」「みなし過疎地域」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された過疎 地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域をいう。

#### ※「離島地域」

離島振興法第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」、奄美群島振興開発特別措置法 第1条に規定する「奄美群島」、小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する「小笠 原諸島」及び沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」をいう。

#### ※「特別豪雪地帯」

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」をいう。

### ※「地域再生計画認定地域」〔Q&A 44参照〕

内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。

### ※「定住自立圏」〔Q&A 45, 46参照〕

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に 基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及 びその近隣市町村をいう。(ふるさと融資は、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実 施される貸付対象事業に限る。)

### ※「連携中枢都市圏」〔Q&A 47, 48参照〕

連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局 長通知)に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村をいう。(ふるさと融資は、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に限る。)

#### (その他留意点)

過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯の融資比率及び融資限度額の引上げについては、以下の各根拠法の期限までの特例措置である。「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」には期限の定めはなく、東日本大震災被災地域に対する特例措置は引き続き令和8年3月31日まで延長されるが、令和3年度以降は岩手県、宮城県及び福島県の地域に限定される。

地 域	根拠法の期限
過疎地域	令和13年3月31日
離島振興対策実施地域	令和15年3月31日
奄美群島	令和 6年3月31日
小笠原諸島	令和 6年3月31日
沖縄県の離島	令和14年3月31日
特別豪雪地帯	令和14年3月31日

# 第2 ふるさと融資の事務手続き

### I 事務の流れ

ふるさと融資の利用の協議から償還に至るまでの事務の流れは、以下のとおり。

		野川田の協議がり負退 手 順	民間 事業者	地方公共団体 (貸付団体)		説明・留意点
	(1) ふるさ	と融資制度の利用の協議				
	(2) 事前相	談・調整	<b>∢-</b>		<b>→</b>	地方公共団体から財団への事前相談にお いては、相談メモを活用すること。
1	(3) 借入申 (次ペ-	込み - ジの表中①)		<del>                                     </del>		
貸付決		な調査・検討依頼 -ジの表中②)			<b>→</b>	随 時 *地方公共団体が市町村(特別区を含む) の場合は、財団と併せて都道府県へ写し を提出(指定都市は不要)すること。ま た提出時には貸付要綱が制定済みである こと(4月26日・7月19日・11月7日ま でに財団あて書類を提出すること)。
定ま	(5) 補足資	料等の提出・調整	<b>←</b>		<b>→</b>	補足資料の提出及び質問状のやりとりは、地方公共団体を経由して行うことを 基本とする。財団と民間事業者の間で直接やりとりを行うこともあるが、その際 には、地方公共団体にも参考送付する。
	(6)案件検	討会			0	年3回開催 7月上旬、9月下旬、1月下旬
で	(7)地方支	援調査委員会			0	年3回開催 7月中旬、10月上旬、2月上旬
	(8) 総合的	な調査・検討の結果通知		-	ш.	財団から地方公共団体へ送付(都道府県 へは写しを送付)
		貸付決定通知	<b>—</b>			貸付決定通知前に予算措置および起債の 同意・届出の手続きが必要。
2		 務包括委託契約 - ジの表中③)		<b>←</b>	<b></b>	貸付事務包括委託契約 (H23.4.1改正) 締結済みの貸付団体は不要。
貸		- ジの表中④)	<b>—</b>		<b>→</b>	貸付実行は、民間金融機関等からの借入 と事業費の支払い完了後を基本とする。
付	(3) 起債			0		
実 行 等	(4)貸付 実行	貸付金を財団の口座へ 振込 貸付金を民間事業者の 口座へ振込	+		<u> </u>	
77	(5) 事業完 (次ペ-	-i 了報告 - ジの表中⑤)		<b></b>	<b>—</b>	
		償還金を財団の口座へ 振込			<b>—</b>	毎償還日 (半年に1回)
3 償 還	(1) 償還	償還金を貸付団体の 口座へ振込		•		会社合併、対象事業の譲渡、保証行変更 及び保証履行等、貸付団体の債権保全上 必要な事務については、財団へ相談する こと。
XF.		残高状況報告 - ジの表中⑥)		-		*決算期ごとに民間事業者から貸付団体へ 提出すること。 *財団への提出は不要。

### 必要書類一覧

٠ نــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	_				
		項 目	作成者	様式例	ページ
1	借	入申込み(民間事業者が地方公共団体に提出)			
	1	地域総合整備資金借入申込書	民間事業者	様式1	21
	2	事業計画書	"	様式2	22
	3	事業者概要書	"	様式3	23
	4	設備投資等及び資金調達計画書	"	様式4	24~25
	5	年度別損益・資金収支計画書	11	様式5	26~27
	6	地域総合整備資金貸付にかかる意見書	連帯保証予定者	様式6	28~29
	7	過去3期分の決算報告書	民間事業者		
	8	その他地方公共団体が必要とする補足書類	11		
2	総	合的な調査・検討依頼(地方公共団体が財団に提出)			
	1	地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書	地方公共団体	様式7	30
	2	地域振興民間能力活用事業計画	"	様式8	31
	3	地域総合整備資金貸付要綱	"		52~59
	4	民間事業者からの借入申込みに係る書類一式			
		(地域総合整備資金借入申込書、地域総合整備資金貸付に係る意	見書は(写)	を提出する	)
3	貸	付事務包括委託契約(地方公共団体(貸付団体)が財団に提出)			
	1	地域総合整備資金貸付事務包括委託契約証書	地方公共団体	様式(ア)	*
	2	貸付団体口座の通知について	11	様式(イ)	*
		(地域総合整備資金償還金の振込みを受ける貸付団体口座の通知	1について)		
	3	地域総合整備資金貸付決定通知書 (写)	"	様式9	32
4	స	るさと融資の貸付実行に関する書類(地方公共団体(貸付団体)か	(財団に提出)		
	1	地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書(写)	民間事業者	様式(ウ)	*
	2	借入金口座の通知について (借入金の振込口座通知)	地方公共団体	様式(エ)	*
	3	金銭消費貸借契約書 (写)	"	様式(才)	*
	4	保証書 (写)	連帯保証人	様式(カ)	*
	5	民間事業者の印鑑証明書(写)及び現在事項全部証明書(写)	民間事業者		
	6	保証人の印鑑証明書(写)及び代表者事項証明書(写)	連帯保証人		
⑤	貸	付対象事業の事業完了時に必要な書類(地方公共団体(貸付団体)	が財団に提出)		
	1	地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書	民間事業者	様式(キ)	*
6	償	還期間中、決算期ごとに必要な書類(民間事業者が地方公共団体	(貸付団体)に提	出)	
	1	地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書	民間事業者	様式(ク)	*
l l			1		

(※)様式(ア)~(ク)については、財団ホームページに掲載の「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

### Ⅱ 具体的な事務手続き

### 1. 貸付決定まで

### (1) ふるさと融資の利用の協議(民間事業者⇒地方公共団体) [Q&A 69参照]

民間事業者が本制度の利用を希望する場合は、地方公共団体へ協議する必要がある。

この協議は、事業の推進に対するインセンティブとなることを目的としている本制度の趣旨等に鑑み、事業着手前に行うことを原則とするが、地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合には、事業着手後であっても貸付対象事業とすることとして差し支えない。

ただし、事業完了後に協議があった場合には認められない。事業完了の日とは、 建物及び設備等の引き渡しが完了した日とする。

### (2) 事前相談・調整(地方公共団体⇒財団)

地方公共団体は、ふるさと融資を行うことを検討している事業について、できるだけ早い時期に財団融資部融資課まで相談・連絡する。相談・連絡を受けた財団は、地方公共団体の検討状況に応じて必要な助言等を行う。

なお、相談の際には、「相談メモ (P20)」を作成している場合には、財団まで送付する。相談メモの記載内容を補足する資料があれば併せて送付する。

### (3) 借入申込み (民間事業者⇒地方公共団体) [Q&A66~68参照]

本制度の利用を希望する民間事業者は、以下の書類を作成し、地方公共団体に借入申込みを行う。

### 【必要書類】

- ① 地域総合整備資金借入申込書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 事業者概要書(様式3)
- ④ 設備投資等及び資金調達計画書(様式4)
- ⑤ 年度別損益・資金収支計画書(様式5)
- ⑥ 地域総合整備資金貸付に係る意見書(様式6)
- (7) 過去3期分の決算報告書
- ⑧ その他貸付団体が必要とする補足資料

### (4)総合的な調査・検討依頼(地方公共団体⇒財団)

[Q&A 70~72, 75参照]

民間事業者から借入申込みを受けた地方公共団体は、本制度に基づく貸付決定を行うに際して、以下の書類を作成、財団へ提出し、総合的な調査・検討を依頼する。(指定都市を除く市町村(特別区を含む)は、併せて都道府県へその写しを提出する。)

また、次年度に実施する事業、並びに複数年度にわたる事業における当該年度 及び次年度実施分については、当該年度中に総合的な調査・検討依頼を行うこと ができる。

### 【必要書類】

- ① 財団に対する総合的な調査・検討依頼書(様式7)
- ② 地域振興民間能力活用事業計画(様式8)
- ③ 地域総合整備資金貸付要綱
- ④ 上記(3)借入申込みに係る書類一式

地域総合整備資金借入申込書(様式1)及び地域総合整備資金貸付に 係る意見書(様式6)は写しを提出

### 【留意事項】

書類は原本を財団融資部融資課へ提出するとともに、電子データについても電子メールで提出する。

### (5) 補足資料等の提出・調整 (財団⇔地方公共団体、財団⇔民間事業者)

財団は、上記(3)及び(4)に係る書類を受領後、必要に応じて提出書類以外に補足資料の提出を求めるほか、質問状の送付(対象事業に係る地方公共団体・民間事業者に対する質問状)や現地ヒアリング調査(地方公共団体及び民間事業者への訪問調査)を行うことがある。

#### (6) **案件検討会(財団)** [Q&A 73参照]

財団は、保証金融機関や民間金融機関等借入金の内定状況等を確認しながら、 案件の採択可能性について次の視点から調査・検討し、財団の案件検討会において内定する。

### 【調査・検討の主な視点】

・ふるさと融資制度の目的(主旨)及び各種要件への適合性

- 民間事業者の事業遂行能力の評価
- ・対象事業の採算性の評価
- ・対象事業の公益性の評価(雇用・所得・地域振興効果)
- ・ふるさと融資を含めた借入金に対する償還能力の評価

### 【開催回数】

年3回(7月上旬、9月下旬、1月下旬)

### (7) 地方支援調査委員会(地方公共団体金融機構)[Q&A 74参照]

地方公共団体金融機構が設置する外部専門家を中心とする委員会において、財団の案件検討会において採択された案件について総合的な調査・検討を行う。

### 【開催回数】

年3回(7月中旬、10月上旬、2月上旬)

### (8)総合的な調査・検討の結果通知 (財団⇒地方公共団体⇒民間事業者)

[Q&A 77~80参照]

財団は、地方公共団体へ総合的な調査・検討結果通知を送付する。(団体が指定都市を除く市町村(特別区を含む)の場合は、財団から都道府県へその写しを送付する。)

地方公共団体は、本通知を受領後、民間事業者へ貸付決定通知(様式9)を行う。

なお、総合的な調査・検討の結果通知は、起債同意等予定額通知(7月、2月 予定)に先行して行う。このため、起債協議等を行う地方公共団体においては、 財政担当部署と協議し、貸付決定通知時期を設定する。

### ※借入申込み内容の変更(民間事業者⇒地方公共団体⇒財団)

案件検討会後に借入申込み内容に変更が生じた場合、次の書類を財団へ提出する。(指定都市を除く市町村(特別区を含む)は、併せて都道府県へ書類の写しを提出する。)

なお、ふるさと融資額の増額、融資期間の延長など、案件検討会において決定された内容を緩和する方向での変更は認められない。

### 【必要書類】

- 民間事業者の作成書類
  - ・借入申込内容変更書(様式10) 「財団へは「写し」を提出]
  - ・設備投資等及び資金調達計画書(様式4-1)

### 2. 貸付実行等

### (1) 貸付事務包括委託契約 [Q&A 81~86参照]

貸付実行や償還に係る事務処理を円滑に行うため、財団と地方公共団体(貸付 団体)との間で貸付事務包括委託契約(無償)を締結する。

貸付事務包括委託契約は、一度締結すれば、その後は当該委託契約に基づいて 貸付実行・償還事務を実施するため、新たな貸付に際し、新たに貸付事務包括委 託契約を締結する必要はない。

### (2) 貸付実行関係事前調整 [Q&A 87, 93~101参照]

### ① 貸付実行日の決定

ふるさと融資の貸付実行日は、当該年度の対象事業費の支払いと民間金融機 関等からの借入がともに完了していることを基本とする。

ただし、地方公共団体(貸付団体)が特に必要と認める場合には、対象事業 費の最終支払日の概ね1カ月前の日以降の日において貸付を実行することがで きる。

なお、貸付対象事業費に係る支払いと民間金融機関等からの借入が、当該年度(出納整理期間を含む)までに完了することを確認する必要がある。

#### ② 金銭消費貸借契約締結等の準備

次の書類を作成し、貸付実行の準備を行う。

ア 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書(様式ウ)

…民間事業者作成

イ 借入人口座の通知について(様式工)

…貸付団体作成

ウ 金銭消費貸借契約証書(案)(様式オ)

…貸付団体作成

エ 保証書(案)(様式カ)

…民間事業者作成

- オ 印鑑証明書(民間事業者・保証金融機関)、現在事項全部証明書(民間事業者)及び代表者事項証明書(保証金融機関)
- ※ (様式ウ)、(様式工)、(様式オ)、(様式カ) は、財団ホームページに掲載の 「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

### (3) 起 債(貸付団体)

貸付に充当する原資の調達(起債)に係る予算措置は、貸付団体において、貸付決定までに行う。

※ 総合的な調査・検討依頼書(様式7)の6,7及びQ&A 62~65、

76参照。

(4)貸付実行(貸付団体⇒財団⇒民間事業者) [Q&A 87~101参照]
貸付団体は、民間事業者と金銭消費貸借契約を締結した後、財団の指定する口

座へ貸付金を振り込み、財団は民間事業者の口座へ貸付金を振り込む。

(5) 完了報告(民間事業者⇒貸付団体⇒財団) [Q&A 102, 103参照] 民間事業者は、貸付対象事業完了後速やかに次の書類を作成し、貸付団体へ提出する。貸付団体は、その写しを財団へ提出する。

- ① 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書(様式(キ))
- ② 対象施設の完成写真(対象施設の外観、施設内部、機械設備等、貸付対象事業の内容に応じて作成すること。)

### 3. 償 還

(1) 償 還(民間事業者⇒財団⇒貸付団体) [Q&A 104, 106~109参照]

### ① 償還日

ふるさと融資の償還方法は元金均等半年賦償還(年2回)で、償還月は決定 年度によって異なり、償還期日は5日、15日、25日のいずれかである。

- ・令和5年度予算において初めて貸付決定がなされる事業に係る案件については、原則として「毎年7月25日及び1月25日」とするが、貸付団体及び借入事業者の希望により、他の組合せを設定することも可とする。 この場合は、総合的な調査・検討依頼の段階で相談する。
- ・令和4年度以前からの継続事業に係る案件については、当該事業に係る1年 度目案件と同日とする。

令和4年度からの継続事業: 6月25日及び12月25日令和3年度からの継続事業: 5月25日及び11月25日令和2年度からの継続事業: 4月25日及び10月25日

・令和6年度予算において初めて貸付決定がなされる事業に係る案件については、原則として「毎年8月25日及び2月25日」とする予定である。

### ② 償還方法

民間事業者は、償還金を財団の口座へ振り込み、その翌銀行営業日に財団から貸付団体へ振り込む。

### (2) 借入金残高状況報告(民間事業者⇒貸付団体) [Q&A 124参照]

民間事業者は決算期ごとに借入金残高状況報告書と決算書又は営業報告書を貸付団体に提出する。

なお、貸付団体から財団への提出は要しない。

### (3) その他

### ① 届出事項の変更

住所、法人名、代表者名、届出印鑑、資本金等民間事業者の届出事項に変更 があったときは、直ちに変更届(様式(ケ))による届出が必要である。

※ 変更届 (様式 (ケ)) は財団ホームページ掲載の「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

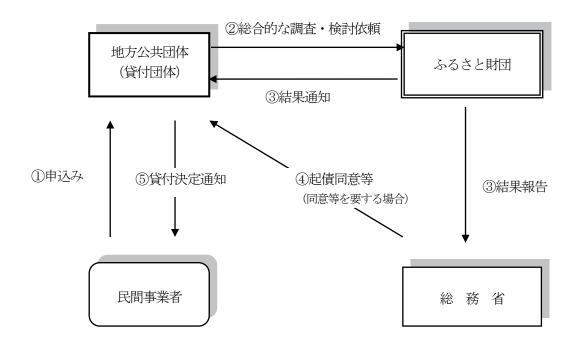
### ② 民間事業者等の重大な変動に係る協議 〔Q&A 120参照〕

合併、会社分割、事業譲渡、減資等、民間事業者又は保証金融機関の資産や事業の状況に重大な変化がある場合は、事前に貸付団体に報告する義務があるので、債権者である貸付団体が異議を申し立てることができる期間内に財団と協議する。

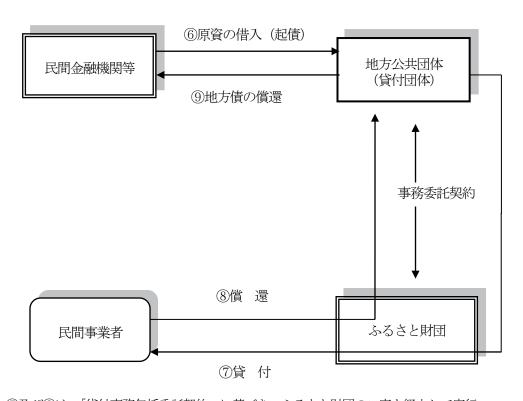
### ③ 完済 [Q&A 105参照]

最終償還が行われた後、貸付団体は債権が消滅したことを確認の上、金銭消費貸借契約証書及び保証書をそれぞれ民間事業者及び保証人に返却する。

### 【参考】融資の適否の決定までの手続き



### 【参考】 貸付実行と償還の流れ(資金の流れ)



(注) ⑦及び⑧は、「貸付事務包括委託契約」に基づき、ふるさと財団の口座を経由して実行。

# 第3 ふるさと融資借入申込書類等様式

### ふるさと融資 相談メモ

   地方公共団体名	00	県〇〇市《	《連絡	各先	≫ 音	『署名				‡	旦当者名	ı		
地方公共団体名		TEL:					FAX:				E-ma	ıil:		
事業者名									2	公の出資	割合			%
事業名														
事業及び	(※	目的、施訂	<b></b> 投規模	莫 • 7	機能を	と必ず	記載。	浦足資	や料金	概要資	料等、内	容の	わか	る
主要施設の概要	もの	があれば、	併せ	ナて	送付す	トる。)								
新規雇用					人 ※	(都道府	「県・指定	都市は	5 人以	上、市町	村は1人以	人上のこ	<u>:</u> と	
事業地の住所														
地域指定の状況	□過頭	棟・みなし過	疎地塚	戉	□離島	i地域	□特別	豪雪地	帯	□沖縄県				
地域相足少水机	□地址	或再生計画認	定地域	ţ	□定住	自立圏	□連	携中枢	都市圏	□東	日本大震災	災被災	地域	
事業の特例状況		町村が認足 脱炭素化3								]再生可	「能エネルキ	`-電	東	業
施設区分	□通	常施設	□ 核	复合	施設									
<スケジュール>		事業着手	<b>a</b>			事	業完了				営業開	始		
		年月日	1			年	月日			4	年 月	日		
貸付予定時期	令和	年	月		日 ※	•複数年	度案件の	場合は	、初回	分の希望は	時期を記入	、のこと	:	
起債の届出・同	]意等の別	ıJ			a. 届	出		1	ე. 同	意等 (	(1次	2 次	)	
≪設備投資等及び	資金調達	産の内訳≫	保	証金	融機	関					(保証料	甫助の予	定	有・無)
	(単位	位:百万円)	ŕ	総	額		年度		年月	变	年度		左	F度
設備投資等の総額	į													
貸付対象事業費	Ţ	a												
(うち用地取得	費)		(		)	(	)	(		) (	)	(		)
(うち付随費用	])		(		)	(	)	(		) (	)	(		)
資金調達内	訳計													
(1)+2+3	+(4)=a													
(① ふるさ	と融資	b)												
(②民間金	融機関等	借入金)												
(③補助金	c)													
(④その他	(自己資	金等))												
ふるさと融	資比率	b/(a-c)			%		. %			%	. %			%
貸付対象外事業	<b>美費</b>													
<事業費の内訳>							(単位:百	万円)						
例)用地取得費	<del>,</del>		(う	ち貸	付対	象事業	<b></b> と費)							
建設費														
設備整備費	<del>,</del>													
:														
付随費用														
消費税(貸	付対象外	ト事業費)												
合 計														
地方公共団体記入	作成	年	月	日	提	出	年	月	日	取下に	ザ	年	月	日
※財団記入	受 付	年	月	日	登	録	年	月	日	取下に	ザ	年	月	日

令和 年 月 日

○ 県(都・道・府)知事 様△ 市(町・村) 長

郵便番号 住 所 申込者 名 称 代表者名 即 電話番号

地域総合整備資金借入申込書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、 関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入 に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

1 貸付金の額

- 円(令和 年度)
- 2 事 業 名 ○ 事業 (事業内容については、別添「事業計画書(様式2)」のとおり。)
- 3 借入希望条件
  - ① 借入希望時期 令和 年 月
  - ② 借入希望期間 年 月(20年以内)
  - ③ 据置希望期間 年 月 (5年以内)
- 4 連帯保証予定者名 法人名

### 【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX	
E-Mail	

### 事業計画書

(> 10 25	<i>4</i> 、)											
<ul><li>(ふりが事 業</li></ul>												
<del>り</del> (ふりが	名 (43)											
	が 者 名											
事業	地 地											
設備の取得等		着工。	・着手	<b>令和</b>	年	月	日、	完成	令和	年	月	日
稼働予定年		令和	年				н,	ノロバハ	14.11	ı	/ 4	
貸付対象事							業者の	事業原	開戦	略上の	位置。	づけ
	Z1+		*				<i>21</i> .	7		H -	<u> </u>	
貸付	対 象	事	業	$\mathcal{O}$	内	容						
							2)					
敷地(開発)「					<b>責借面積</b>		m <sup>2</sup> )	建物村	<b>溝</b> 造			
建物延床面	積		$m^2$	(うち賃	借面積		m <sup>2</sup> )					
建物延床面施 設	i 積 区 分		m <sup>2</sup> 常施設	(うち賃			m <sup>2</sup> )		<b>帯造</b> に○を作	付ける)		
建物延床面施 設	i 積 区 分 i 規雇用確	保数	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時	(うち賃	借面積	人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	付ける)		
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> )	iする方		寸ける)_		人
建物延床面施 設	i 積 区 分 規雇用確 うち直接	保数	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃	借面積	人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	付ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	付ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	寸ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	寸ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	付ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	付ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接	保数 雇用	m <sup>2</sup> 於施設 稼働時 稼働時	(うち賃 :	借面積 複合施設	人人	m <sup>2</sup> ) (該当	iする方	に○を作	寸ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	<b>寸ける)</b>		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	付ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	寸ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	<b>寸ける)</b>		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	寸ける)		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	<b>寸ける)</b>		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	<u>付ける)</u>		人
建物延床面 施 設 雇用効果 新 そ の 他	i積 区 分 規雇用確 うち直接 関 i	保数 雇用 車 事	m <sup>2</sup> / 统施設 / 稼働時	(うち賃 :: の	香借面積 複合施 内	容	m <sup>2</sup> ) (該当 、間接雇	iする方	に○を作	寸ける)		人

### (様式3)

事業者概要書 (単位:百万円)

事	業	なが)	名																			
		なが) 者 彡															系列) 上場	— 証		部、	非.	上場)
			名 (	年	F	月生》	)	兼職	略	歴												
役			員																			
		・基本		等数			百 名	万円									立年月 業年月					
本	社	所	在	地																		
		出扌		成																		
主	要 事	業 0	の概	要																		
<del>):</del>	襾	仕	7	生							I		主要	距声	土							
土.	女	114	八	兀							-		土女	・別又グロ	ンし		_					
-L-17	決	算期	(年/月	])	Т	0 /	/ 3	期	(比	率 )	1	0 /	<sup>′</sup> 3	期		(比	率 )		) / 3	期	( <u>}</u>	七 率 )
部門別売上高推移		象事業部			+					(%)				- , , -			(%)			.,.		(%)
別	2																					
売上	3																					
上高	4																					
推	5																					
移	その作	他共合	計																			
損		益	状	Ž	兄	売上	高	売上	総利益	営業和	刊益 (	同利益	(率)	経	常	利益	税引	<b></b>	繰起	域利益	洞	価償却
		0/3			$\perp$			<u> </u>		<u> </u>		$\perp$										
		0/3										_										
		0/3			_																ļ	
今		朝 ご	見		乙			\	~1		/								/II. →			
	流	動	資 : ^ \	<u> </u>	産	,	`	流	動	負 へい	債	,	`			金 融	機関	等	借入	F +	-11	<i>1</i> == ±0
務状	()	ち現預	(金)		+	(	)		(うち借 <b>ウ</b>		/±:	(	)		告					長其	刃	短期
況	固	定	資	Ē	産			固	定(きょ)#	負 へい	債	,	`		ᆺ			_			_	
/	宏品	ZīC	資	-	産				(うち借 資		産	(	)	—— [S	金 残							
期	繰 資	延産	<u></u> 自		生計			純 ( ^	ち資			(	)		高						$\dashv$	
	具	/生	口	F	11			( )	ソ貝	/ 立	<i>L</i> /	(	)	$\dashv$	<i>/</i>						$\dashv$	
記															´						$\dashv$	
事														ļ	期	そ	Ø	他			$\dashv$	
特記事項等																合	-	計				

事業名

(単位:百万円)

			<b>悪田屋八</b>	二二十二十二	支払いべー	ース				(中立: 日/3   1)
			費用区分	所要額	年度	年度	年度	年度	年度	備考
			用地取得費 /	0						
		設##		0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		備の		0						
		取		0						
	貸	得		0						,
	付対象	等		0						
			<b>⇒</b> 1 -	0	0	0	0	0	0	
設		H	計		0	0	0	0	0	
備		付随費	人件費 賃借料	0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
投答			貝 1日 171   <b> </b>	0						
設備投資等内			保険料 固定資産税	0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		用用	支払金利	0						
訳			リース料	0						
			計 (	0	0	0	0	0	0	
			計(B+C) I	0	0	0	0	0	0	
	貸付	用	地取得費	0						
	対			0						
	象 外			0						
	事業費	消	費税	0						
	費		計 I		0	0	0	0	0	
7.1.5	t. f . =44		合計(D+E) F		0	0	0	0	0	
付	<b>殖</b> 費	州	の比率(%) C/D×10	00						

			資金区分		調達額	年度	年度	年度	年度	年度	備者	<del>Š</del>
			地域総合整備資	金 G	0						保証料率	%
			民		0							
		/44-	間 金		0							
		借え	融 機 ************************************		0							
	貸 付	総総			0							
		額	等		0							
	対		入		0							
資	象事業費		金		0							
金	尹業		計	Н	0	0	0	0	0	0		
資金調達内	費	4-1	計(G+H)	I	0	0	0	0	0	0		
進力		-	助金	J	0							
訳		その			0							
		の他	目に貧金  その他 ( )		0							
				) 17	0	0	0	0	0	0		
			計 計(I+J+K)	K	0	0	0	0	0	0	D. 1. 5/2-1-7	· > 1.
	貸	/±:	<u>計(I+J+K)</u> 入金計	L	0	U	0	0	0	U	Dと一致する	)
	貸付対	白	<b>口</b>		0							
	象外事	ロス	の他( )		0							
	事業費	_	<u> </u>	M	0	0	0	0	0	0		
	費	-/:	合計(L+M)	N	0	0	0	0	0	-	Fと一致する	<b>ニテレ</b>
副	資		× (%) G/(L−J) ×		U	U	U	U		ı V	1	,

### 1 事 業 計 画

項目	時 期	項目	時 期
土地取得(賃貸)	年 月		
土地造成 (着工)	年 月	造成(完成)	年 月
工 事 契 約	年 月	支 払 時 期	年 月
IJ	年 月	II.	年 月
IJ	年 月	"	年 月
着 工 時 期	年 月	完 成 時 期	年 月
営業開始時期	年 月		

2 許認可関連(不要の場合は「不要」と記入すること。)

		<b>3 – –</b> 07	
項目	内容	許認可先	時期
開発許可			
建築確認			
環境アセスメント			
その他 ( )			

3	国	・地方公共	も団体か	らの補助金	(ふるさ	と融資対象	案件が国・	地方公共団体	から補助を受
(	ナる事	事業の場合	含、以下	に具体的に	記入する	こと。)			

補	助	者	補助金名	補助金額	百万円
補	助	者	補助金名	補助金額	百万円
補	助	者	補助金名	補助金額	百万円

### 4 関係機関担当者一覧

120 1010 120 120 1														
項目	名	称	支	店	名	担	当	者	Т	Е	L	F	A	X
保証機関														
民間金融機関等借入金融資機関														

年度別損益・資金収支計画書

(1)年度別損益計画―本プロジェクトベース

事業者名
事業者名
事業名

(単位:百万円)

1   1   1   1   1   1   1   1   1   1																
決算期 (年/月)         売売       3       0	<b>米</b> ##	軍の	<売上高算定根拠>					<費用算定根拠>					<その色>			
売売       2		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売上点       a       0		/	0						0					0		U
決算期 (年/月)         売売       本人格養       人格養       人格養       人名		/	0						0					0		U
決策期 (年/月)         決策期 (年/月)         決策期 (年/月)         決策期 (年/月)         決策期 (年/月)         (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		/	0						0					0		0
決算期 (年/月)           次件費         人件費         人件費         人件費         人件費         人件費         人件費         人件費         人人格費         人人格學		/	0						0					0		0
決算機 (年/月)           売売         本の他         1 </td <td></td> <td>/</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td>		/	0						0					0		0
決策期 (年/月)         売売       本の地ではも、日本の土を、利益を引きます。       本の地では、日本の土を、利益を引きます。       中央・大地利息等 日本の土を、利益を引きます。       中央・大地利息等 日本の土を、		/	0						0					0		0
決策期 (年/月)         売売       本売組       イイ財       イイリ       イ		/	0						0					0		0
売上売       a       0		/	0						0					0		0
売上高       a       0		,	0						0					0		0
売上高       a       0		,	0						0					0		0
売上高     a     0	月)	/	0						0					0		0
売上高     a     0	朝 (年/	/	0						0					0		0
売上高     a     0	決算	/														0
売上高     a     0	\ \														0	
売上高     a     0		/														
売上高     a     0     0     0     0     0       費用     人件費     D     0     0     0     0     0     0       原材料費     定の他     Cの他     0		/	Ш													
売上高     a     0     0     0     0       費用     D     0     0     0     0     0       原材料費     減価償却費      0     0     0     0     0       資業利益(a-b)     C     0     0     0     0     0     0     0       マの他     支払利息等 d     0		/	0						0					0		0
売上高     a     0     0     0       費用     A/件費     0     0     0     0       原材料費     定の他     CO他     0     0     0       営業利益(a-b)     c     0     0     0     0       マッキョン・マット     0     0     0     0     0       マッセコン・ス上利息等 d     0     0     0     0     0     0		/	0						0					0		0
売上高     a     0     0     0       費用     b     0     0     0       原材料費     減価償却費     その他          その他                           支払利息等 d     0     0     0     0         マル利息等 d     0     0     0     0		/	0						0					0		0
売上高     a     0     0       費用     D     0     0       原体料費     D     0     0       減価償却費     その他     その他     さの他       支払利益等 d     0     0     0       マン他     支払利息等 d     0     0		/							0					0		0
売上高     a     0     0       費用     b     0     0       原材料費     減価償却費     その他       その他     さの他       営業利益(a-b)     c     0     0       マかモロナー(3)     c     0     0		/							0					0		0
売上高     a     0       費用     b     0       原材料費     原材料費       液価償却費     その他       产の他     さん他       営業利益(a-b)     c     0       支払利息等 d     0		/	0						0					0		0
売上高     a       費用     A/件費       原材料費     減価償却費       その他     その他       営業利益(a-b)     c       2数払利息等 d     c       2000年出来(a-b)     c		/	0						0					0		0
海上高 費用 人件費 原材料費   原材料費   その他   さか他   さか相		/	0						0					0		0
が 横 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬			а						q	4	費	(却費	ī			Ө (
										人件費	原材料	減価償	その他	益(a-b)	支払利	(b-a) ₩
類			売上高						費用					営業利		経営利
26						型		粸		11111111		圕			0.0	

今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。 (洪)

計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。 (減価償却費等、計画として明確に記載できるものは除く) ただし、具体的な計画等 (例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等) がある場合には、その事情を加味して記入すること。 2

(様式5)

年度別損益·資金収支計画書

(2)年度別損益計画・資金収支計画ー全社ベース

	事業者名	事業者名
--	------	------

売上高		L										A. Ante-	•	-										
売上高												決算期	期 (年/月	( [									ı	植林
売上高		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	,	/ /	/	/	/	/	/	/	/	/	/ /	中丰	C. HIII
		a	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	<売上高算定根拠>
	本プロジェクト																						0	
	既存事業等																						0	
損費用		q	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
	人件費			L		L				H	-												0	
湖	原材料費	L		L		L				$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	L		L				l	$\vdash$	$\vdash$	L	0	
	減価償却費	0																					0	
11111111	その色																						0	
営業利益(a-b)		р	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
経常利益				L		L				$\vdash$	-												0	<費用算定根拠>
税引後利益	料																						0	
利益留保		ө																					0	
内部留保(c+e)		J	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
内部留保累計	- 番計		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資金収入	資金収入 内部留保 1	J	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
	長期借入金等		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
	本プロジェクト																						0	
	その色			L		L						$\vdash$									-		0	
	社債発行、増資、等																						0	<その他>
資金収入計		g	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
資金支出	資金支出   設備投資		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
	本プロジェクト																						0	
	その他 (更新投資等)																						0	
	長期借入金返済		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
111111111111111111111111111111111111111	本プロジェクト																						0	
	その色																						0	
	社債償還、等																						0	
資金支出計		h	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
差引過不足(g-h)	(g-h)	i	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	
過不足累計	11111111								0	0	0	0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2 1 (栞)

今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。 損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。 (被価償却費等、計画として明確に記載できるものは除く) ただし、具体的な計画等 (例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等) がある場合には、その事情を加味して記入すること。 損益計画・資金収支計画の項目名は変更しないこと。また資金収支計画(資金収入計)の「社債発行、増資、等」の内訳を備考欄<その他>に記入すること。

ಣ

令和 年 月 日

○ 県 知 事△△市(町・村)長

住所連帯保証予定者名称代表者名印

地域総合整備資金貸付に係る意見書

 $\times \times \times \times$  が実施する  $\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$  事業についての当 の意見は 別紙のとおりです。

なお、  $\times \times \times \times$  に対する債権保全のために、貴〇〇県( $\triangle$ 市(町・村) )に 損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

## (別紙)

項	目	意	見
1 事業者及び業況	の業績		
2 本 プ ロ シ 妥 当 性	゛ェクトの		
3 総合所	見		

<b>美式</b> 7 )			番 令和	ÎD	年	月	号日
一般財団法人地域総合整備財団理事長 〇 〇 〇 様	○○都道府県知事 △△市町村長					(FI)	
山北外外入南岸次入代山江	版文処人的表现末	<b>₩</b>	/ <del>/</del> ≠5	· <del></del>			

地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書

下記の事業計画については、地域総合整備資金の貸付を検討したいので、関係書類を添えて 総合的な調査・検討を依頼します。

記 1 \_\_\_(国・地方公共団体の出資割合:\_\_\_\_%) 事業者名: 借入協議のあった日:令和 年 月 日 事業着手(予定)日: 令和 年 月 日 総合的な調査・検討実施希望年度 : 令和 年度 6 ふるさと融資に係る予算措置の状況 (予定を含む) ※該当に○印 a. 措置済 ( ( ) 年度当初予算、 ( ) 年度 ( ) 月補正予算 ) b. 予 定 ( ( ) 年度当初予算、 ( ) 年度 ( ) 月補正予算 ) 7 起債の届出・同意等の別 ※該当に○印 a. 届出 b. 同意等( 1次 2次 ) 8 事業者に対する地方公共団体の損失補償契約の状況(予定を含む) ※該当に○印 a. 貸付予定地方公共団体が、ふるさと融資の連帯保証又はその民間金融機関等借入金に 対して損失補償 b. 貸付予定地方公共団体以外の地方公共団体が、ふるさと融資の連帯保証又はその民間 金融機関等借入金に対して損失補償 c. その他地方公共団体による当該事業者に対する損失補償 d. 損失補償の予定なし 9 事業者の代表者を地方公共団体の長が兼務している場合、金融機関等に対して当該事業 者のためにする個人保証の有無(予定を含む) ※該当に○印 a. 有 b. 無 c. 兼務していない 10 地方公共団体による連帯保証料補助の状況 ※該当に〇印(abについては概要を記載) a. 実施予定 b. 検討中 c. 未定 d. 実施せず (補助の概要: ) 11 添付資料 ①地域振興民間能力活用事業計画、 ②地域総合整備資金貸付要綱 ③民間事業者からの提出書類 12 貸付予定地方公共団体連絡先 部 署 名:\_\_\_\_\_ 担当者名:\_\_\_\_\_ 電 話:\_\_\_ ) F A X:\_\_\_\_\_ E-mail:

(単位:百万円)

地域振興民間能力活用事業計画	Ī					年度案例
(ふりがな)	(					)
貸付対象事業	4					
(民間プロジェクト名)	(					)
貸付予定団体名(事業地域名	)			(		)
(ふりがな)						
民間事業者等	名					
連帯保証予定	総額	年度分		年度分	年度分	年度分
   設備投資等の総額	松彻	十段万		<u> 中及刀</u>	十及万	平及万
貸付対象事業費						_
(うち用地取得費)	( )	( )	(	)	( )	(
(うち付随費用)	( )	( )	(	)	( )	(
ふるさと融資希望額						
民間金融機関等借入金額						
補助金額						
ふるさと融資比率	%	%	<u></u>	<u>%</u>	% A.E. E	90
貸付対象事業の概要(設備の	取得等の期間:オ	音工 令和	年	月 日~	令和 年	月 日)
敷地(開発)面積	m² (うち貸	<b>香借面積</b>	r	m²) 建物	構造	
建物延床面積	m² (うち貸	<b>責借面積</b>	r	m²)		
施 設 区 分	通常施設	複合施設		(該当~	する方に○を付	ける)
当該団体において支援しよう	とする趣旨・目的	勺				
当該事業の基本計画等での位	置づけ等	<u>_</u>				
当該事業による地域の振興効	果等					
稼働時における新規雇用者	雀保数	人(令	和	年	月 日稼働子	定)
(うち直接雇用者確保数	人、	うち間接属	雇用す	者確保数		人)
当該市町村の状況	類似団体の類型			財政力指	数	
人口人	高齢化率		%	人口増減	率	%
就業人口 人 1	次 % 2次	: % 3}	欠	% 人口:	1人当たり所得	千円
	過疎・みなし泊	過疎 調	雅島	 特別	別豪雪	
事業地における地域指定の	地域再生計画詞	忍定地域 🥻	定住目	自立圏	東日本大震災	波災地域
状況(該当箇所に○を付ける)	連携中枢都市圏			_	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,
事業の特例状況	市町村が認定で			<b>上</b> 促准事業	無難	化支援機構が
(該当箇所○を付ける)	出資等を行う			いんどずれ		コンマがかいかけかり
貸付団体の財政状況	標準財政規模	百万		財政力指		
				別與刀拍	<b></b>	
経常収支比率 %	実質公債費比率	<b>L</b>	%			

番 号 年 月 日

民間事業者宛

○ 県 知 事 △△市(町・村)長

### 地域総合整備資金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、 下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

(条件変更の場合)
令和 年 月 日付けで申請のあった標記資金の借入内容変更については、
下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業名 ○ 事業
- 3 貸付年度 令和 年度
- 第1回 年 月 日 (金額 4 償 環 円)
  - 最終回 年 月 日 (金額 円)
- 5 連帯保証者 住 所 法人名
- (\*) 貸付条件に変更がある場合には、当該事項に(変更後)と記入。

(様式10)

令和 年 月 日

○ 県(都・道・府)知事 様△ 市(町・村)長

郵便番号 住 名 表 者 表 番 番 番 号

(EII)

### 地域総合整備資金借入申込内容変更書

地域総合整備資金の借入申込内容(事業名)を下記のとおりに変更したいので、関係書類を 添えて提出します。

記

### 1 変更箇所(該当する欄のみ記入)

項目		変更前		変更後
借入希望額	金	百万円	金	百万円
償還条件	第1回 (金額 最終回 (金額	年 月 日 円) 年 月 日 円)	第 1 回 (金額 最終回 (金額	年 月 日 円) 年 月 日 円)
連帯保証人	法人名		法人名	
その他				

### 2 添付資料

設備投資等及び資金調達計画書 (様式4-1)

# 第4 ふるさと融資借入申込書類等 記載例及び記載要領

#### 事業計画書

(ふりがな) 事 業 名	かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう 観光和菓子工場建設事業
(ふりがな) 事 業 者 名	株式会社 ふるさと菓子舗
事 業 地	ふるさと市本町1-2-3
設備の取得等の期間	着工・着手 令和〇年〇月〇日、 完成 令和〇年〇月〇日
稼働予定年月日	令和〇年〇月〇日

貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ

- ・当社の創業300年記念事業として、地元の伝統文化である和菓子を広く知らしめるための施設を建設するものである。
- ・安定した需要に支えられてはいるが、販路拡大には、観光客にアピールする施設づくりが必要。
- ・伝統を大切にしながら時代のニーズにマッチした事業展開を目指す当社経営方針に沿った事業計画である。

### 貸付対象事業の内容

- ・ふるさと城大手門前に、観光客を対象とした観光工場(5,000㎡)を建設する。
- ・施設内では、当社及び他社の製品について、その製造技術を実演により紹介し、イメージアップによる 集客・宣伝効果を狙う。
- ・一角にて、郷土料理レストラン及び和風喫茶(併せて1,000㎡、100席)を併営する。

敷地(開発	( ) 面積	15,	0 0 0 1	$m^2$ (	うち賃借	面積		$m^2$ )	建物構造	鉄筋コンク	カリート
建物延床	下面 積	5,	0 0 0 1	$m^2$ (	うち賃借品	面積		$m^2$ )		3 8	皆建て
施設	区	分	通常施	設	複合	合施設		(該当っ	ける方に○	を付ける)	
雇用効果	新規雇	用確保	R数 稼	働時		3 5	人				
	うち	直接履	雇用 稼	働時		3 5	人、	間接雇用	月 稼働時	Ê	人
その	他関	! 連	事	業	の ゅ	字 容					

- · 当社創業300年記念事業
  - 1 本件 ふるさと和菓子ランドの建設
  - 2 別途 機械化に向けての研究開始(研究センター設置) 販路開拓、商品開発のため、東京・日本橋に直営店出店予定

### 地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方

- ・地元和菓子業が集積することにより、観光客の利便性が増大し、相乗的に販路拡大につながるものと期 待できる。
- ・当地域の伝統的な産業である和菓子をその製造技術とともに広くPRすることは、地域にとってもイメージアップ効果が大きいものと考える。

### (様式2) 事業計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・民間事業者
2. 事業名	・当該地方公共団体における名称を記載する。
	・事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。
	(注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	・貸付を受ける法人名を記載する。
4. 設備の取得等の期間	・貸付対象事業費に算入する事業費の発生する期間を記載する。
	・通常は建設工事請負契約書記載の工期を記載する。
	(注) 土地売買契約や造成工事請負契約を締結し、貸付対象事業費に算入する場合は、その契
	約日或いは着手日を着工日とする。
	⇒用地取得費を貸付対象事業費に算入する場合、当該用地取得に係る契約日が「設備の取得
	等の期間」内に入っていることを提出に際して確認する。
5. 稼動予定年月日	・貸付対象事業の開始予定年月日を記載する。
6. 貸付対象事業を含む~位置づけ	・設備投資計画につき、民間事業者の経営戦略を簡潔に記載する。
7. 貸付対象事業の内容	・事業内容を簡潔に記載する。
	(例) 事業地、具体的な設備内容、生産品、具体的なサービス内容、投資目的とその効果 等
8. 敷地 (開発) 面積ほか	・建築確認通知書に記載された数値、構造を記載する(面積は小数点以下を四捨五入)。
	(注) 貸付対象事業が事業全体の一部の場合は、建物延床面積に共用部分を含めて面積按分し
	た数値を記載する。
	・事業内容によっては、開発面積等の言葉に変えて記載する。
9. 施設区分	・通常施設、複合施設 の該当するものを○で囲む。
10. 雇用効果	・事業の稼動時に創出される新規雇用数を記載する。
	・パート等の場合は常勤換算(1日8時間勤務)して記載する。
	・間接雇用は事業者が直接雇用しないものを記載する。
	(例) 業務委託、テナントビル建設における入居者の新規雇用数など
	・雇用要件につき精査が必要なものは別紙で新旧比較表を作成する(様式任意)。
	(例) 増築、増設、移転案件 (事業) など
11. その他関連事業の内容	・貸付対象事業に関連して実施される民間事業者の事業があれば記載する。
12. 地域振興の効果及び~考え方	・貸付対象事業及び関連事業による具体的な地域振興効果、民間事業者の考える
	地域貢献策等今後の地域との関係に主眼をおいて記載する。

事業者概要書 (単位:百万円)

(ふ 事				<sub>がしこうじょう</sub> 菓 <b>子工場</b> 類	うけんせつじぎ。 <b>主弘 主 学</b>	ょう								
	- 泉 かりながり		/ <b>L</b> 个 <b>L</b> =	未丁工物質	<u> </u>				(3	系列)	_			
事			式会社	社 ふるさ	と菓子補	İ				上場	証		部、非	€上場)
		_		役 山田-			年△△大	学卒後	<b>发、当</b>	社入社	家業	(菓子	製造)	に従事
代	表者	名 平成	戈28年	〇月 取締	静役事業部長	、令和24	年△月 代	表取	締役勍	沈任 (3	現職)			
		(昭	召和43	3年12月生)	兼職 ふるさ	さと市菓	子業連盟常	任理	事					
		<b>◎</b> ≢	厚務取	は締役 田中	和男(昭和4	14年生、4	△△大学卒	•、平	成30年	¥ 🗆 🗆	]百貨	店を経っ	て当社	入社)
役		員  〇常	常務取	は締役 山田	日二郎(昭和5	50年生、4	△△大学卒	•、平	成10年	₹ 当社	入社	山田一	・郎のぽ	実弟)
				() 経理部長	長 山田三郎	3(昭和52	年生、△△	大学	卒当	社入社	:、山	田一郎の	の従兄	弟)
資々	▶金・基本	に財産 の	等	25 百	万円				設	立年月日	□ 昭	和404	年4月	
従	業		数	75 名					創	業年月日	□昭	和25年	年4月	
本	社 所			るさと市本	町1-2-	3								
	資 · 出 i	涓 構 月												
	田一郎				(60%)		口子(社長			25 (	5 %	•		
	田二郎(社			5 0	(10%)		E子(社長			25 (	5 %	•		
	田三郎(社	上長従り	兄弟)		(10%)		召子(社長			20 (	4 %	)		
	中和男			2 5	(5%)		月子(社長			5 (	1 %	)		
主	要事業の	の概り			き舗。特に練							_		
					よらず、首都							-		
					易を市内郊外					-		-	て営業	
				工場製造能	<b></b>	- 1 5 万個				O, C	00	m <u> </u>		
主	要仕	入	_					<b>販売先</b>						
山	田製粉㈱	Γ.I. 7					一一五华	<del>-</del> -	·	_	机泵	5 757	$= \cap 0$	/
				· 片栗粉]	_		□□百貨/				一般顧	合	50%	0
	るさと市	農協	[米・	・小豆・大豆			△△百貨□	吉 2	20%					
部	るさと市 決算期	<b>農協</b> (年/月)	[米・					吉 2		率 )		/ 3		(比率)
部門	るさと市 決算期 1 対象事業	<b>農協</b> (年/月)	[米・	・小豆・大豆	期(比	(%)	△△百貨□	<b>吉 2</b> 期	2 <b>0 %</b> (比	率 ) (%)			期	(比率)
部門別	るさと市 決算期 1 対象事業 2 <b>生菓子</b>	<b>農協</b> (年/月)	[米・	・小豆・大豆	期 (比	(%) (65%)	△△百貨□	<u>期</u> 1,50	2 0 % (比 00	率 ) (%) (63%)			期 1, 530	(比率) (%) (64%)
か 部門別売上	るさと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子	<b>農協</b> (年/月)	[米・	・小豆・大豆	期 (比 1,500 500	(%) (65%) (22%)	△△百貨□	<u>期</u> 1,50	2 0 % (比 00 50	率 ) (%) (63%) (23%)			期 1, 530 550	(比率) (%) (64%) (23%)
ふ 部門別売上高	を 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶	<b>農協</b> (年/月)	[米・	・小豆・大豆	期 (比 1,500 500	(%) (65%)	△△百貨□	<u>期</u> 1,50	2 0 % (比 00 50	率 ) (%) (63%)			期 1, 530	(比率) (%) (64%) (23%)
ふ 部門別売上高推	を 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5	<b>農協</b> (年/月) 部門(	[米・	・小豆・大豆	期 (比 1,500 500 300	(%) (65%) (22%) (13%)	△△百貨□	斯 1,50 55 32	2 0 % (比 00 50 20	率 ) (%) (63%) (23%) (14%)			期 1, 530 550 320	(比率) (%) 0 (64%) 0 (23%) 0 (13%)
ふ 部門別売上高推移	を 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合	<b>農協</b> (年/月) 部門(	(米・	· 小豆・大豆 ○ / 3	期 (比 1,500 500 300 2,300 (	(%) (65%) (22%) (13%)	△△百貨/	<u>期</u> 1,50 55 32 2,37	2 0 % (比 00 60 20	率 ) (%) (63%) (23%) (14%)	0	/ 3	期 1, 530 550 320 2, 400	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (100%)
ふ 部門別売上高推	さと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合	<b>農協</b> (年/月) 部門( 計 状	[米・	・小豆・大豆 ○ / 3 売上高	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 克上総利益	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益	△△百貨「 ○ / 3	吉 2 期 1,50 55 32 2,37 経常	2 O % (比 00 50 20 70 (利益	率 ) (%) (63%) (23%) (14%) 100%)	○	/ 3	期 1,530 550 320 2,400 利益	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (100%) 減価償却
ふ 部門別売上高推移	るさと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合 益	<b>農協</b> (年/月) 部門( 計 米計 期	(米・	・小豆・大豆 ○ / 3 売上高 2,300	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230	△△百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%)	吉 2 期 1,50 55 32 2,37 経常	2 0 % (比 00 50 20 70 ( 利益 00	率 ) (%) (63%) (23%) (14%) 100%) 税引後	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	/ 3 繰越 <sup>7</sup>	期 1,530 550 320 2,400 利益 5	( 比 率 ) (%) 0 (64%) 0 (23%) 0 (13%) 0 (100%) 減価償却 47
ふ 部門別売上高推移	<ul> <li>おきと市が</li> <li>決算期</li> <li>1 対象事業等</li> <li>2 生菓子</li> <li>3 干菓子</li> <li>4 喫茶</li> <li>5</li> <li>その他共合</li> <li>益</li> <li>○/3</li> </ul>	<b>農協</b> (年/月) 部門( 部門( 計 状 期 別	(米・	売上高 2,300 2,370	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230 233	△△百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%)	店     2       期       1,50       55       32       2,37       経常       20       20       20	2 O % (比 00 50 20 70 (利益 00 05	率 ) (%) (63%) (23%) (14%) 100%) 税引後 9	○ <b>※利益</b> <b>0</b>	/ 3 繰越 <sup>7</sup> 75	期 1,530 55( 320 2,400 利益 5	( 比 率 ) (%) (64%) (23%) (13%) (100%) 減価償却 47 50
<b>ふ</b> 部門別売上高推移 損	みさと市が       決算期       1 対象事業       2 生菓子       3 干菓子       4 喫茶       5       その他共合       益       ○/3       ○/3	<b>農協</b> (年/月) (部門( 計 状 期 期 期	[ <b>米</b> ・ ) ) ) 沢	売上高 2,300 2,370 2,400	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230 233 228	△△百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%)	吉 2 期 1,50 55 32 2,37 経常 20 20	2 O % (比 00 50 20 70 ( 利益 00 00 00 00	率 ) (%) (63%) (23%) (14%) (100%) 税引移 99	○ ② ② ② ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③	/ 3 繰越 <sup>7</sup> 75 11 15	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45
<ul><li></li></ul>	さと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合	<b>農協</b> (年/月) (部門 (計 状 期 期 期 見	( <b>米</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230 233 228 230	△ 本百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%) (9.4%)	吉 2 期 1,50 55 32 2,37 経常 20 20	2 O % (比 00 50 20 70 (利益 00 05	率 ) (%) (63%) (23%) (14%) 100%) 税引後 9	<ul><li></li></ul>	繰越和 75 11 15	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0	( 比 率 ) (%) (64%) (23%) (13%) (100%) 減価償却 47 50
<ul><li></li></ul>	るさと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合 ○/3 リオター があります。 ○/3 リオター があります。 ○/3 リオター があります。 ○/3 リオター があります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>農協</b> (	[ <b>米</b> ・ ) ) ) 沢	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230 233 228 230 負 債	△ 本百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%) (9.4%) 1,065	吉 2 期 1,50 55 32 2,37 経常 20 20	2 O % (比 00 50 20 70 (利益 00 05 00 10	率 ) (%) (63%) (23%) (14%) (100%) 税引移 99	② ② ② ⑤ ② ② ②	/ 3 繰越 <sup>7</sup> 75 11 15	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42
<ul><li></li></ul>	さと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合	<b>農協</b> (	( <b>米</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230 233 228 230 負債 (大金)	△ 本百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%) (9.4%) 1,065 (400)	吉 2 期 1,50 55 32 2,37 経常 20 20	2 O % (比) 00 50 20 70 (利益 00 05 00 10	率 ) (%) (63%) (123%) (14%) (100%) 税引後 99 111 機 関	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越和 75 11 15 18	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	( 比 率 ) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42
<ul><li></li></ul>	るさと市 決算期 1 対象事業 2 生菓子 3 干菓子 4 喫茶 5 その他共合 ○/3 リオター があります。 ○/3 リオター があります。 ○/3 リオター があります。 のがます。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがあります。 のがまする。 のがまする。 のがまする。 のがまする。 のがまする。 のがまる。 のがな。	<b>農協</b> (	( <b>米</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借)	(%) (65%) (13%) (13%) 100%) 営業利益 230 233 228 230 負債 (九金)	△ 本百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%) (9.4%) 1,065 (400) 200	店     2       期       1,50       55       32       2,37       経常       20       20       20       20       4       6       6       6       7       6       7       8       8       9       10       20 <td>2 O % (比 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00</td> <td>率 ) (%) (63%) (23%) (14%)  100%)  税引移 99 111 機 関</td> <td>② ② ② ⑤ ② ② ②</td> <td>繰越<sup>7</sup>75 11 15 18 計入</td> <td>期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0</td> <td>(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42</td>	2 O % (比 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	率 ) (%) (63%) (23%) (14%)  100%)  税引移 99 111 機 関	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越 <sup>7</sup> 75 11 15 18 計入	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42
<ul><li></li></ul>	<ul> <li>さと市 決象事業</li> <li>2 生菓子</li> <li>3 中喫茶</li> <li>5</li> <li>その他益○/3</li> <li>川期</li> <li>助現</li> <li>定</li> </ul>	<b>農協</b> (新聞 )	( <b>米</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520)	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借 固 定	(%) (65%) (22%) (13%) 100%) 営業利益 230 233 228 230 負債 入金)	△本百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%) (9.4%) 1,065 (400) 200 (200)	店     2       期       1,50       55       32       2,37       経常       20       20       20       20       4       6       6       7       6       7       8       8       9       10       20 <td>2 O % (比) 00 00 00 00 00 00 00 10 金融 A銀1</td> <td>率 ) (%) (63%) (23%) (14%)  100%) 税引移 99 111 機 関</td> <td>② ② ② ⑤ ② ② ②</td> <td>繰越<sup>元</sup> 75 11 15 18 昔入 400 100</td> <td>期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5</td> <td>(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (200 100</td>	2 O % (比) 00 00 00 00 00 00 00 10 金融 A銀1	率 ) (%) (63%) (23%) (14%)  100%) 税引移 99 111 機 関	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越 <sup>元</sup> 75 11 15 18 昔入 400 100	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (200 100
<ul><li></li></ul>	さき大対生1対2生3要4要5その益3の3の3の3の3の3の3の3の3の3の3の3の3の3の4の4の5の6の7の8の9の <tr< td=""><td>機体       (部)       計</td><td>(米)       ()   <!--</td--><td>売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340</td><td>期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借) 超 定 (うち借) 純 資</td><td>(%) (65%) (22%) (13%) (13%)   100%)   営業利益   230   233   228   230   負 債   入金)   負 債</td><td>△本百貨「</td><td>店     2       期       1,50       55       32       2,37       経常       20       20       20       20       4       6       6       6       7       6       7       8       8       9       10       20<td>2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2</td><td>率 ) (%) (63%) (14%) (100%) 税引移 99 111 機関 方</td><td>② ② ② ⑤ ② ② ②</td><td>繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50</td><td>期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5</td><td>(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50</td></td></td></tr<>	機体       (部)       計	(米)       () </td <td>売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340</td> <td>期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借) 超 定 (うち借) 純 資</td> <td>(%) (65%) (22%) (13%) (13%)   100%)   営業利益   230   233   228   230   負 債   入金)   負 債</td> <td>△本百貨「</td> <td>店     2       期       1,50       55       32       2,37       経常       20       20       20       20       4       6       6       6       7       6       7       8       8       9       10       20<td>2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2</td><td>率 ) (%) (63%) (14%) (100%) 税引移 99 111 機関 方</td><td>② ② ② ⑤ ② ② ②</td><td>繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50</td><td>期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5</td><td>(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50</td></td>	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借) 超 定 (うち借) 純 資	(%) (65%) (22%) (13%) (13%)   100%)   営業利益   230   233   228   230   負 債   入金)   負 債	△本百貨「	店     2       期       1,50       55       32       2,37       経常       20       20       20       20       4       6       6       6       7       6       7       8       8       9       10       20 <td>2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2</td> <td>率 ) (%) (63%) (14%) (100%) 税引移 99 111 機関 方</td> <td>② ② ② ⑤ ② ② ②</td> <td>繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50</td> <td>期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5</td> <td>(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50</td>	2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2	率 ) (%) (63%) (14%) (100%) 税引移 99 111 機関 方	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50
<ul><li></li></ul>	<ul> <li>さき 決象 東京</li> <li>3 中央</li> <li>2 生東 茶</li> <li>5 その 益 ○ / 3</li> <li>流 ( 固 繰 資</li> <li>流 ( 固 繰 資</li> </ul>	機(部)     計 状期 期期 見 資)     資 資合	(米)       )	売上高 2,300 2,370 2,450 1,100 (520) 340	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借 固 定	(%) (65%) (22%) (13%) (13%)   100%)   営業利益   230   233   228   230   負 債   入金)   負 債	△本百貨「 ○ / 3  (同利益率) (10.0%) (9.8%) (9.5%) (9.4%) 1,065 (400) 200 (200)	店     2       期       1,50       55       32       2,37       20	2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2	率 ) (%) (63%) (23%) (14%)  100%) 税引移 99 111 機 関	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越 <sup>元</sup> 75 11 15 18 昔入 400 100	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (200 100
<ul><li></li></ul>	さき 決象菓菓子 3対生工学 4変 4変 4変 3流 ( 3固 ( ( 3上 ( ( 3上 ( ( 3本 ( ( 31 31 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 4 3 4 3 4 4 4 3 4 <b< td=""><td><b>農</b>(部 計</td><td>(米・)       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       ()</td><td>売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340 1,440 る。</td><td>期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借 超 定 (うち借 純 資 (うち 質</td><td>(%) (65%) (13%) (13%)   100%)   営業利益 230 233 228 230 負債 入金)   債</td><td>△本百貨「</td><td>店     2       期       1,50       55       32       2,37       20</td><td>2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2</td><td>率 ) (%) (63%) (14%) (100%) 税引移 99 111 機関 方</td><td>② ② ② ⑤ ② ② ②</td><td>繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50</td><td>期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5</td><td>(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50</td></b<>	<b>農</b> (部 計	(米・)       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       )       ()	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340 1,440 る。	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借 超 定 (うち借 純 資 (うち 質	(%) (65%) (13%) (13%)   100%)   営業利益 230 233 228 230 負債 入金)   債	△本百貨「	店     2       期       1,50       55       32       2,37       20	2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2	率 ) (%) (63%) (14%) (100%) 税引移 99 111 機関 方	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50
<ul><li></li></ul>	さき 決象 東東 (1) (1) (1)1 (2) (2) (3) (4) (4)1 (4) (5) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8)	<b>農</b> (部 計 状 期 期 期 見 資 ) 資 資 合 <b>定 、</b> し 記	(米・)       ()	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340 1,440 る。 資をほとん	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借) 超 定 (うち借) 純 資	(%) (65%) (13%) (13%)   100%)   営業利益 230 233 228 230 負債 入金)   債	△本百貨「	店     2       期       1,50       55       32       2,37       20	2 O % ( 比 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	率 ) (%) (63%) (14%) 100%) 税引移 90 111 機 関 行行		繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	(比率) (%) (64%) (23%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 短期 (100 (200 100 50
<ul><li></li></ul>	さき 決象 東東 (1) (1) (1)1 (2) (2) (3) (4) (4)1 (4) (5) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8)	<b>農</b> (部 計 状 期 期 期 見 資 ) 資 資 合 <b>定 、</b> し 記	(米・)       ()	売上高 2,300 2,370 2,400 2,450 1,100 (520) 340 1,440 る。	期 (比 1,500 500 300 2,300 ( 売上総利益 1,300 1,370 1,400 1,450 流 動 (うち借 超 定 (うち借 純 資 (うち 質	(%) (65%) (13%) (13%)   100%)   営業利益 230 233 228 230 負債 入金)   債	△本百貨「	店     2       期     1,50       55     32       2,37     20       20     20       20     借入金残高	2 O % (比) (0) (0) (0) (10) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (10) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (2	率 ) (%) (63%) (14%) 100%) 税引移 90 111 機 関 行行	② ② ② ⑤ ② ② ②	繰越利 75 11 15 18 #入 400 100 50	期 1,530 550 320 2,400 利益 5 0 0 5	(比率) (%) (%) (23%) (13%) (13%) (13%) (100%) 減価償却 47 50 45 42 (短期 0 200 100 50 50

### (様式3) 事業者概要書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・民間事業者
2. 事業名	・事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。
, , , , , ,	(注)事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	・貸付を受ける法人名を記載する。
726 6	・企業系列があれば系列名を、上場(店頭公開)している場合はその旨を記載する。
	・東京証券取引所上場企業については令和4年4月4日以降の市場区分を記載する。
4. 代表者名	・正式な肩書きを名前の前に記載する。
	・略歴・兼職を簡潔に記載する。欄が不足する場合は別紙に記載する。
	(但し、「別紙記載」との文言は当欄に記載しない。)
5. 役員	・代表者名は記載不要。
	・主要役員の肩書き、氏名、生年月、略歴、兼職状況を記載する。
	代表権を有する場合は◎、常勤の場合は○、財務担当の場合は△を肩書きの前に
	記載する。欄が不足する場合は別紙に記載する。
	(但し、「別紙記載」との文言は当欄に記載しない。)
6. 資本金・基本財産等	・最新時点の資本金(財団法人、社会福祉法人等の場合は基本財産等)を記載する。
7. 従業員数	・直近期末のものを記載する。新規雇用数の説明との整合を図ること。
	・税務申告に添付する法人事業概況説明書の「期末従事員等の状況」の計の数字
	を記載してもよい。
8. 設立年月日	・設立年月日は登記上の年月日を記載する。
創業年月日	・設立日と創業日が異なる場合は創業年月日も記載する。
9. 本社所在地	・登記上の本社を記載する。
10. 出資・出捐構成	・上位5名についてシェア(小数点第1位を四捨五入)、事業者との関係(続柄)
	等を記載する。
	・地方公共団体等の公的機関又は、JR、NTT等旧政府系企業の出資がある場合は、シ
	ェアにかかわらず全て記載する。財団等の場合は大口寄付先を記載する。
11. 主要事業の概要	・主力事業等の内容及び業績を簡潔に記載する。
	・製造業においては、主要製品生産能力等、非製造業においては、販売面積等を記載する。
12. 主要仕入先、主要販売先	・商品別(部門別)に上位3社の企業名、シェアを記載する。
	・小売業の場合は、「一般顧客100%」という記載も可。
13. 部門別売上高推移	・直近3期の売上高推移を商品別(部門別)に記載する。比率は、小数点第1位
	を四捨五入する。決算期は、左から古い順に直近3期分を記載する。
	・対象事業部門は貸付対象事業として予定している事業部門を記載する。
	・カッコ内は、事業部門の具体的な名称を記載する。
14. 損益状況	・直近3期の損益推移を記載する。下側が直近とする。今期見込は必ず記載する。
	(同利益率)は小数点第2位を四捨五入する。
	・「(様式5) 年度別損益及び資金収支計画書」の数値との整合を図ること。「売上高」、
	「営業利益」、「経常利益」、「税引後利益」の4項目は一致することに注意する。
	※社会福祉法人の場合は、「売上総利益」は空欄のこと。
	・直近3期中に法人成りした場合は、直近3期が連続するように記載する。
	・個人事業主の時期は、○/12期と記載する。
15. 財務状況	・直近決算期の財務状況を記載する。
16. 借入金残高	・直近決算期の借入状況を記載する。財務状況欄の借入金の金額との整合を図ること。
	・長期借入金のうち、1年以内の返済予定分も長期欄に記載する。
	・ふるさと融資の既借入がある場合は、「ふるさと融資(貸付団体名)」と記載する。
	・個人からの借入金がある場合も記載する。
	・割引手形の残高は記載しない。
17. 特記事項等	・損益変動要因等を簡潔明瞭に記載する。
	・法人成り等が直近3期中にあれば、その旨を記載する。

事業名 観光和菓子工場建設事業 事業者名 ㈱ふるさと菓子舗

(単位:百万円)

			弗田豆八		元 邢 佐	支払いべー	-ス		備考		
			費用区分		所要額	○年度	○年度	年度	年度	年度	1)用 右
			用地取得費	₹ A	200	200					
		設	事務所棟建	設費	100	50	50				鉄筋コンクリート R○/9契約
		備	工場棟建設	費	300	100	200				鉄筋コンクリート R○/9契約 金属造R○/9契約
		の販	工場棟建設 電気·空調 機械設備費 外構·駐車	等設備費	100	50	50				R○/6見積 菓子類製造用
	14	得等	機械設備費	Ì	200	50	150				菓子類製造用
	貸付		外構・駐車	場整備費	100		100				コンクリート敷一部レンカ゛敷
	対		設計費		100	50	50				R○/9契約
⇒п	象		計	В	1, 100	500	600	0	0	0	
設備投資	事業	付	人件費		0						
投	未費		賃借料		0						
資		随	保険料		0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
等内		費用	固定資産税	Ź	0						
訳		川	支払金利		0						
			リース料		0						
			計	С	0	0	0	0	0	0	
			計(B+C)	D	1, 100	500	600	0	0	0	
	貸付	用:	地取得費		100	100					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	対				0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	象外				0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	事業費	消	費税		45	15	30				
	費		計	Е	145	115	30	0	0	0	
			合計(D+E)	F	1, 245	615	630	0	0	0	
付	随星	引	の比率(%)	$C/D \times 100$	0	0	0				

			<i>とり</i>	<b>全</b> 全区分	調達額						備考	
			Ę	[金色刀	<b></b>	○年度	○年度	年度	年度	年度	佣石	
			地:	域総合整備資金 G	370	175	195				保証料率0.5%	
			民	S機構	200	100	100					
			間金	A銀行	160	60	100					
	代	借	融	B銀行	100	50	50					
		総総	機関	C信託銀行	100	50	50					
	貝付	額	等 借	D信用金庫	70	15	55				·	
	対		入		0							
咨	貸付対象事		金		0							
資金調達内	争業			計 H	630	275	355	0	0	0		
調	業費	計(G+H) I			1,000	450	550	0	0	0		
達		補助金 J			30	0	30					
訳				入金計	0						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
Ι, ,			L	己資金	70	50	20				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		他	そ	の他( )	0							
				計 K	70	50	20	0	0	0		
	/ Do			(I+J+K) L	1, 100	500	600	0	0	0	Dと一致すること	
	貸付	借	入会	<b>è</b> 計	0							
	対象外			至金	145	115	30					
	事	そ	の作		0							
	業費			計 M	145	115	30	0	0	0		
lacksquare				L(L+M) N	1, 245	615	630	0	0	0	Fと一致すること	
帚	資.	比率	区(%	$G/(L-J) \times 100$	34. 6	35.0	34. 3					

(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・民間事業者
2. 様式右肩 ( 年度案件)	・当該年度に総合的な調査・検討を依頼する事業実施年度(地方公共団体における予算ベースの年度)を記載する。 (注)記載例は2か年度にわたる事業の調査・検討を依頼する場合
3. 事業名	・事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注)事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
4. 事業者名	・貸付を受ける法人名を記載する。
5. 単位	<ul> <li>・金額は百万円で記載する。</li> <li>・付随費用の比率、融資比率は小数点以下第1位まで記載する(小数点以下第2位を切り上げ)。</li> <li>・保証料率は、小数点以下第2位まで記載する。</li> </ul>
6. 年度区分	<ul> <li>・地方公共団体の会計年度区分に従って記載する(4/1~翌年3/31)。民間事業者の決算期が3月でない場合は、特に注意する。</li> <li>・「設備投資等の総額」は事業費の現金支払時期、「資金調達内訳」は資金調達の調達時期に応じて記載する。(支払ベース)</li> <li>・「設備投資等の総額」合計と「資金調達内訳」合計が一致(F=N)</li> <li>・「設備投資等の総額」の「貸付対象事業費」計と「資金調達内訳」の「貸付対象事業費」計が一致(D=L)</li> <li>・「設備投資等の総額」の「貸付対象外事業費」計と「資金調達内訳」の「貸付対象外事業費」計が一致(E=M)</li> </ul>
7. 設備投資等の総額	<ul> <li>・設備の取得等の費用区分は、契約書毎、同一の耐用年数毎、設備毎等適宜分けて記載する。</li> <li>・備考欄には、契約日付、設備投資等の算出根拠、構造等を記載する。</li> <li>・「付随費用」の欄は、設備の取得に伴い貸付対象事業の着工から完了までに支出する費用のうち「人件費・賃借料・保険料・固定資産税・支払金利・リース料」に限定されており、当該項目は変更しない。また当該付随費用以外の運転資金についてはこの表に記載しない。</li> <li>・「貸付対象外事業費」欄の費用項目は、用地取得費、付随費用、消費税等を記載する。</li> </ul>
8. 資金調達内訳	・民間事業者の決算期が3月の場合、Iの欄は「(様式5) 年度別損益・資金収支計画書 (2)年度別損益計画・資金収支計画一全社ベース」の「資金収支計画 資金収入 長期借入金等 本プロジェクト」の欄と一致する。 ・Jの欄の「補助金」は、「(様式4-2)設備投資等及び資金調達計画書 付表3」の補助金額と一致する。 ・「その他」欄及び「貸付対象外事業費」欄の借入金計は、民間金融機関等借入金に含まれない借入金の合計額を記載し、備考欄に借入先の名称を記載する。
9. その他	・記入欄が不足する場合は、本様式には合計額を記載し、別途明細を作成すること。

### 1 事 業 計 画

項目	時 期	項目	時 期
土地取得 (賃貸)	〇年 6月		
土地造成 (着工)	年 月	造成(完成)	年 月
工 事 契 約	O年 7月	支 払 時 期	〇年 3月
IJ	〇年 <b>7</b> 月	II.	〇年12月
II.	年 月	II.	年 月
着 工 時 期	〇年 7月	完 成 時 期	〇年 3月
営 業 開 始 時 期	〇年 4月		

2 許認可関連 (不要の場合は内容欄に「不要」と記入すること。)

# # # # # # # # # # # # # # # # # # #			
項目	内容	許認可先	時期
開発許可	農地転用	農業委員会	〇年6月予定
建築確認	工場、飲食店舗	ふるさと県	〇年7月予定
環境アセスメント	不要		
その他(住民説明)	住民説明	ふるさと自治会	〇年4月済

3	国・	地方公共	団体な	いらのネ	甫助金	(ふる	さ	と融資対象案件が	`国•	地方公共区	団体から	補助金を
	受ける	事業の場	合、よ	以下に具	具体的	に記入	す	ること。)				

補	助	者	<u>ふるさと市</u>	補助金名	<u>ふるさと補助金</u>	補助金額	3 0	百万円
補	助	者		補助金名		補助金額		百万円
補	助	者		補助金名		補助金額		百万円

## 4 関係機関担当者一覧

項目	名 称	支 店 名	担当者	T E L	F A X
保証機関	A銀行	A支店	佐々木	XXXX-XX-AAAA	XXXX-XX-AAAX
	S銀行	S支店	北口	XXXX-XX-SSSS	XXXX-XX-SSSX
民間金融	A 銀行	A支店	佐々木	XXXX-XX-AAAA	XXXX-XX-AAAX
機関等借入金融資	B銀行	B支店	谷村	XXXX-XX-BBBB	XXXX-XX-BBBX
機関	C信託銀行	C支店	滝沢	XXXX-XX-CCCC	XXXX-XX-CCCX
	D信用金庫	D支店	山本	XXXX-XX-DDDD	XXXX-XX-DDDX

(様式4-2) 設備投資等及び資金調達計画書 付表

項目	記載内容及び留意事項
1.「1 事業計画」	<ul> <li>・工事契約は、建築関連工事の契約の年月を記載する。未契約の場合は予定時期を記載する。</li> <li>・着工時期は予定時期(年月)を記載する。</li> <li>・支払時期は予定時期(年月)を記載する。</li> <li>・完成時期は予定時期(年月)を記載する。</li> <li>(注)時期の記載にあたっては、他の様式との整合に留意すること。</li> </ul>
2.「2 許認可関連」	・許認可は、不要の場合はその旨を記載する。必要な場合は、その内容と済か否かを記載する。今後許認可を取得する場合は予定時期を 記載する。
3. 「3 国・地方公共団体からの ・・・具体的に記入すること。)」	・本欄に記載する補助金がある場合は、「(様式4-1)設備投資等及 び資金調達計画書」に記載する補助金との整合を図ること。

(様式5)

年度別損益,資金収支計面書

(1)年度別損益計画―本プロジェクトベース

観光和菓子工場建設事業 事業名

㈱ふるさと菓子舗

(単位:百万円)

											赵	決算期 (年/月	/月)										并非
		0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3 0	0/3	0/3	0/3	0/3 0/3	/3 0/3		0/3 0	0/3 0/3	3 0/3	3 中計	二角
	а	0	105	372	382	393	403	415	415	416	416	416	417	417	417 4	417 4	417 4	417 4	417 4	417 41	417 41	418 7,904	〈売上高算定根抄
生菓子			22	170	175	180	185	190	190	190	190	190	190	190	190	190	1 06	100	190	190 19	190 19	3, 615	<ul><li>一年間人場者数 300十人 年間12トシオ目 75千人</li></ul>
干菓子			18	72	11	80	82	82	82	92	82	82	82	82	82	82	82	92	82	82 8	82 8	1, 607	①生菓子 1,000
レストラン・喫茶			78	112	115	118	120	124	124	124	124	124	124	124	124 1	124 1	124	124	124	124 12	124 12	124 2, 353	
實資料収入			4	15	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19 329	- 75百万円
																						0	
	q	0	79	322	351	320	348	357	320	344	337	332	327	322	319 3	318 3	317 3	316	315	314 31	313 312	2 6, 376	550日=112.5百万円  (4)   4   4   5   5   5   5   5   5   5   5
人件費			34	140	145	150	153	158	158	158	158	158	158	158	158 1	158 1	158 1	158	158	158 15	158 15	158 2, 992	12ヶ月=15
原材料費			22	88	06	93	96	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	1, 877	年/3期を基準
減価償却費				87	9/	<b>L</b> 9	69	20	43	37	30	22	20	15	12	11	10	6	8	7	9	5 577	午争ぶのパノを兄込む。
その他			70	40	40	40	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20 2	20 2	50 930	〈費用算定根拠〉
業利益(a-b)	С	0	56	17	31	43	22	28	99	72	6/	84	06	92	86	99 1	100	101	102	103 10	104	1, 528	対売上高比率を、原材料費40%、人    # 妻ɔヒッ レ   t   浦価億却費は完変
支払利息等	d	10	43	43	40	38	35	32	30	27	24	21	17	14	10	12	10	6	8	7	9	5 441	〒夏50%C C/1。 級面限49月  法。建物●年、製造設備●4
経常利益(c-d)	ө	-10	-17	-26	6-	2	20	56	32	45	22	63	73	81	88	87	06	92	94	6 96	98 10	101	

今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。 (政価償却費等、計画として明確に記載できるものは除く) 1 2 (世

ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。

(様式5)

年度別損益·資金収支計画書

(2)年度別損益計画・資金収支計画ー全社ベース

㈱ふるさと菓子舗 事業者名 観光和菓子工場建設事業 事業名

(単位:百万円)

推	黒の	〈売上高算定根拠〉	1)本件7. 1/5. 1/5. 1/5. 1/5. 1/5. 1/5. 1/5. 1/5	平皮別拉伸計画— 木プ・パ・カトパ・ユ語	せんだって. 気のとおり。	2既存事業等	〇年/3期は前期比	1. 85 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1.0%、7.0%、1.0%人增加	〇年/3期からは横	ばいを計画	/ 新田畑小田屋/	(1)本件2.10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1	年度別損益計画—	本プロジェクトバース記	戦のとおり。 のまたまかん またま 多	J.玩作事来事 注非上间于 撥 夕	人件費40%、原材料	費40%とした。	③減価償却費	压拳法 事物 ●午	建物 ●十、製造設備 ●年		ハルの名〉	毎50年に、資金の1970年1970年1970年1970年1970年1970年1970年1970年	へのな 良光 引、 増省等の 構に記載。					
	合計	62, 964	7, 904	55, 060	55, 534	24, 200	25, 148	1, 058	5, 128	7, 430	6, 852	3, 764	2, 739	3, 797		3, 797	1,000	1,000	0	140	4, 937	1,710	1, 100	610	1, 200	1,000	200	40	2, 950	1, 987	
	0/3	3, 063	418	2, 645	2, 652	1, 169	1, 218	15	250	411	408	222	172	187	3, 797	187	0				187	30		30	30	93			09	127	1, 987
	0/3	3, 062	417	2, 645	2, 653	1, 169	1, 218	16	250	409	406	221	171	187	3, 610	187	0				187	30		30	30	30			09	127	1,860
	0/3	3, 062	417	2, 645	2, 655	1, 169	1, 218	18	250	407	403	220	170	188	3, 423	188	0				188	30		30	30	30			09	128	1, 733
	0/3	3, 062	417	2, 645	2, 657	1, 169	1, 218	20	250	405	401	219	169	189	3, 235	189	0				189	30		30	30	ထ			09	129	1, 605
	0/3	3, 062	417	2, 645	2, 658	1, 169	1, 218	21	250	404	399	217	167	188	3, 046	188	0				188	30		30	40	40			70	118	1, 476
	0/3	3, 062	417	2, 645	2, 659	1, 169	1, 218	22	250	403	397	215	165	187	2, 858	187	0				187	30		30	40	40			70	117	1, 358
	٥/3	3, 062	417	2, 645	2, 661	1, 169	1, 218	74	250	401	368	214	164	188	2, 671	188	0				188	30		30	40	40			0/	118	1, 241
	6/0	3, 062	417	2, 645	2, 662	1, 169	1, 218	52	720	400	868	213	163	188	2, 483	188	0				188	30		30	40	40			0/	118	1, 123
	8/0	3, 062	417	2, 645	2, 668	1, 169	1, 218	31	720	394	380	210	091	161	2, 295	161	0				161	30		08	0*	40			0/	171	1, 005
(年/月)	6/0	3, 062	417	2, 645	2, 675	1, 169	1, 218	38	250	387	298	196	146	184	2, 104	184	0				184	30		30	0†	40			0/	114	884
決算期	0/3	3, 061	416	2, 645	2, 683	1, 169	1, 218	46	250	378	352	191	141	187	1,920	187	0				187	30		30	0/	0/			100	87	770
	0/3	3, 061	416	2, 645	2, 691	1, 169	1, 218	54	250	370	339	193	143	197	1, 733	197	0				197	30		30	06	0/	20		120	11	683
	0/3	3, 061	416	2, 645		1, 169	1, 218	89	250	361	325	174	124	187	1, 536	187	0				187	30		30	06	0/	20		120	<b>L9</b>	909
	0/3	3, 060	415	2, 645	2, 708	1, 169	1, 218	11	250	352	310	171	121	192	1, 349	192	0				192	30		30	06	0/	20		120	72	539
	0/3	3, 060	415	2, 645	2, 718	1, 169	1, 218	18	250	342	295	166	116	197	1, 157	197	0				197	30		30	06	0/	20		120	<i>LL</i>	467
	0/3	3, 048	403	2, 645	2, 711	1, 166	1, 213	92	240	337	282	157	107	199	096	199	0				199	30		30	06	0/	20		120	6/	380
	0/3	3, 038	393	2, 645	2, 715	1, 163	1,210	102	240	323	566	154	104	206	761	206	0				206	30		30	06	0/	20		120	98	311
	0/3	2, 992	382	2, 610	2, 678	1, 140	1, 185	113	240	314	253	153	103	216	999	216	0				216	40		40	06	0/	20		130	98	225
	0/3	2, 912	372	2, 540	2, 623	1, 108	1, 150	125	240	289	223	123	73	198	339	198	0				198	40		40	100	88	20		140	28	139
	0/3	2, 600	105	2, 495	2, 487	1, 088	1, 140	39	220	113	45	25	25	64	141	64	220	220		72	989	610	009	10	20		20	22	652	34	81
	0/3	2, 450		2, 450	2, 220	1, 000	086	42	198	230	210	110	32	11	11	11	450	450		89	295	510	200	10	20		20	18	548	47	47
		а	4 グエジロど本	既存事業等	q	人件費	原材料費	減価償却費。	その他	(a-b) d		相	9	f (e+e)	累計	資金収入 内部留保 f	長期借入金等	本7° 10° 11	その街	社債発行、増資等	- HE	設備投資	本7° 13° 191	その他(更新投資	長期借入金返済	本7° 13° 191	その街	社債償還、等	ų ₩	足(g-h) i	幸
		売上高			損費用		相		111111111111111111111111111111111111111	営業利益(a-b)	画 経常利益	税引後利益	利益留保	内部留保(c+e)	内部留保累計	資金収入		極		④	資金収入計	収 資金支出 設備投資		₩		the		画	資金支出計	差引過不足(g-h)	過不足累計

今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。 2

(进

損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。 (液価償却費等、計画として明確に記載できるものは除く) ただし、具体的な計画等 (例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等) がある場合には、その事情を加味して記入すること。 損益計画・資金収支計画の項目名は変更しないこと。また資金収支計画(資金収入計)の「社債発行、増資、等」の内訳を備考欄<その他>に記入すること。

## (様式5) 年度別損益・資金収支計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・民間事業者
2. 事業名	・事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注)事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	・貸付を受ける法人名を記載する。
4. (1) 及び(2) の共通事項	・民間事業者の決算期ベースで記載する。 記載期間は、今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間である。 金額単位は、百万円単位で記載する。百万円未満は四捨五入。
5. (1) 年度別損益計画 -本プロジェクトベース	・本件設備投資等(本件プロジェクト)のみの損益計画を記載する。 ・売上高のa欄には合計額、その下の空欄には部門別、商品別等の金額を記載する。 ・人件費は、本件プロジェクトに係る新規雇用を踏まえた金額を記載する。 ・備考欄には、収支計画の根拠等について簡潔に記載する。減価償却費については、定額法・定率法など具体的な償却方法と償却期間を明示する。 ・備考欄が不足する場合は、別途明細を作成する(様式任意)。
6. (2) 年度別損益計画・資金収支計画 -全社ベース	<ul> <li>本件設備投資等(本件プロジェクト)を含む全社ベースの損益計画を記載する。</li> <li>利益留保は税引後当期利益から支払配当・役員賞与等社外流出を差し引いた金額を記載する。</li> <li>損益計画の内部留保と資金収入の内部留保は一致させること。</li> <li>資金収入の長期借入金及び資金支出の長期借入金返還の「本プロジェクト」欄はふるさと融資と民間金融機関等借入金を合算した数字</li> <li>備考欄には、収支計画の根拠(売上高算定根拠、費用算定根拠)等について簡潔に記載する。減価償却費については、定額法・定率法など具体的な償却方法と償却期間を明示する。</li> <li>・備考欄が不足する場合は、別途明細を作成する(様式任意)。</li> <li>・補助金は資金収入の社債発行、増資等に記載する。</li> </ul>

# (様式1) 地域総合整備資金借入申込書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・民間事業者
2. 宛名	・貸付団体である都道府県知事又は市町村長
3. 申込者	・登記上の「住所」、「名称」、「代表者名」を記載のうえ、捺印する。
4. 貸付年度	・地方公共団体における予算ベースの年度を記載する。
5. 事業名	・事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。
	(注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
6. 貸付金の額	・地域総合整備資金の借入申込額及び借入希望年度を記載する。
	・貸付対象事業が年度を越えて実施される場合で、2年度分の総合的な調査・
	検討を希望する場合は、それぞれ年度毎に借入申込書を作成する。
	(注)「(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書」の「地域総合整備資金
	G」との整合に留意すること。
7. 連帯保証予定者名	・連帯保証予定者の登記上の法人名を記載する。
8. その他留意事項	・財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

# (様式6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・連帯保証予定者。 ・連帯保証を予定(事実上の内諾、内定)する金融機関の機関決定を経た意思を表明してもらうもの。そうした意思表示を本文書で行うもので、金融機関の手続として代表者名で文書発信する場合は、頭取名で作成、捺印のうえ提出。支店長名等で文書発信する金融機関にあっては、支店長名、担当役員名、部長名等で作成、捺印のうえ提出する。
2. 留意点	・連帯保証予定者である金融機関での機関決定・手続が必要であるため、民間 事業者は、時間的余裕をもって作成の依頼をしておくこと。 ・財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

## (様式10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書

項目	留意事項
1. 留意事項	・登記上の「住所」、「名称」、「代表者名」を記載のうえ、捺印する。
1. 笛息事供	・財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

### 地域振興民間能力活用事業計画

令和○・○年度案件

				- 1
(ふ り が な)       貸付対象事業名	(かんこうわがしこうじょう) 観光和菓子工場			
	(ふるさと和菓子ラン			
(民間プロジェクト名)	(かるさと和果丁ノノ	P.建议争未)		
貸付予定団体名(事業地域名)	ふるさと県ふるさと	市 ( ふるさと県	ふるさと市 )	
(ふ り が な)	カ	いしほ		
民間事業者等名	株式会社ふるさと菓	子舗		
連帯保証予定者	ふるさと銀行ふるさ	と支店		
	総 額 ○年月	度分 ○年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額	1, 245 6	15 630		
貸付対象事業費	1, 100 5	0 0 6 0 0		
(うち用地取得費)	(200)(2	00) ( )	( )	( )
(うち付随費用)	( ) (		( )	( )
ふるさと融資希望額	3 7 0 1	7 5 1 9 5		
民間金融機関等借入金額	6 3 0 2	7 5 3 5 5		
補助金額	0	0 0		
ふるさと融資比率	34.6% 35.	0% 34.3%	%	%

貸付対象事業の概要(設備の取得等の期間:着工 令和○年7月10日~令和○3月31日

- (1) 山本城大手門前に、観光客を対象とした和菓子の観光工場を建設する。
- (2) 工場内では、当地伝統の各種和菓子の製造工程や技術を、実演を交えながら紹介する。また、 一角で郷土料理レストラン、甘味喫茶を営業する。
- (3) 本件の事業主体である㈱ふるさと菓子舗は、当市和菓子業の中心的存在であり、観光工場内で は当事業者のみならず、地元和菓子全般の紹介も行う。

敷地 (開発) 面積
 15,000m² (うち賃借面積 - m²) 建物構造 鉄筋コンクリート
 建物延床面積 5,000m² (うち賃借面積 - m²) 3階建
 施 設 区 分 通常施設 複合施設 (該当する方に○を付ける)

当該団体において支援しようとする趣旨・目的

当該事業の基本計画等での位置づけ等

市の総合計画においては、伝統産業を活かしたまちづくりを基本に「伝統の技を伝える城下町」づくりを目指しており、山本城周辺の観光開発は大きな柱である。「ふるさと和菓子ランド事業」は、整備中の歴史公園とともに当市観光開発の核の一つとして本市の基本構想で位置づけているところである。 当該事業による地域の振興効果等

和菓子は、当市が全国に誇れる地場伝統産業のひとつである。本プロジェクトにより、和菓子メーカー 各社それぞれの特色等を観光客にPRすることが可能となり、販路の拡大、ひいては地元一次産品の 消費拡大が期待できると共に、当市和菓子さらには当市観光全体のイメージアップが図られる

稼働時における新規雇用者	催保数 35 人(令和〇	)年 4 月 1 0 日稼働予定)
(うち直接雇用者確保数	35人、うち間接雇用	者確保数 一 人)
当該市町村の状況	類似団体の類型 Ⅱ-2	財政力指数 0.69
人口 63,106人	高齢化率 16.8%	人口増減率 3.4%
就業人口30,100人1	次 10.2% 2次 23.5% 3次 6	66.3% 人口1人計り
事業地における地域指定の 状況(該当箇所に〇を付ける)	過疎・みなし過疎 離島 地域再生計画認定地域 定住 連携中枢都市圏	
事業の特例状況(該当箇所○を付ける)	市町村が認定する「地域脱炭素の 出資等を行う事業 再生可能エス	化促進事業」 ㈱脱炭素化支援機構が ネルギー電気事業
貸付団体の財政状況	標準財政規模10,801百万円	財政力指数 0.69
経常収支比率 81.0%	実質公債費比率 16.5%	

# (様式8) 地域振興民間能力活用事業計画

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	• 地方公共団体
2. 様式右肩	・当該年度に総合的な調査・検討を依頼する事業実施年度(地方公共団体における予算ベー
年度案件	スの年度) を記載する。 (注) 記載例は2か年度にわたる事業の調査・検討を依頼する場合
3. 貸付対象事業名(民間プロジェクト名)	・当該地方公共団体における名称を記載する。カッコ内に民間事業者等におけるプロジェクトの名称を記載する。なお、貸付対象事業名は、様式6の記載とも一致すること。 ・事業名に具体的な施設名等固有の名称は入れない。 例) ○特別養護老人ホーム建設事業 ×特別養護老人ホーム「夢の里」建設事業上記を踏まえた事業名とし、事業名を修正した場合、各様式例の事業名も同様に修正されていることを提出前に確認する。
4. 貸付予定団体名(事業地域名)	・貸付を行う予定の地方公共団体名を記載する。 ・市町村の場合は、都道府県名から記載する。 ・カッコ内に当該プロジェクトを実施する市町村名を記載する。
5. 民間事業者等名	・貸付を受ける法人名を記載する。
6. 連帯保証予定者	・連帯保証をする予定の金融機関名を記載する。
7. 設備投資等の総額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のFの欄の数値を転記する。
8. 貸付対象事業費 (うち用地取得費) (うち付随費用)	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のD, A, Cの欄の数値を転記する。
9. ふるさと融資希望額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のGの欄の数値を転記する。
10. 民間金融機関等借入金額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のHの欄を転記する。
1 1. 補助金額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のJの欄を転記する。
12. ふるさと融資比率	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」の融資比率を転記する。 (小数点第2位以下を切り上げ)
	(注) 7~12の記載にあたっては、年度区分も一致させること。但し、出納整理期間 (次年度の4/1~5/31)の収支分については、事業実施年度(地方公共団体における 予算ベースの年度)に記載する。
13. 貸付対象事業の概要	<ul> <li>・様式2「事業計画書」に基づき記載する。</li> <li>・敷地(開発)面積(うち賃借面積)、建物延床面積(うち賃借面積)、及び建物構造の3項目は、様式2と一致する。</li> </ul>
1 4. 施設区分	・通常施設、あるいは、複合施設の該当する方を○で囲む。
15. 当該団体に〜趣旨・目的 当該事業の基本計画等での位置づけ 当該事業による地域の振興効果等	<ul><li>・当該地方公共団体の政策の中での位置づけを記載する。</li><li>・当該地方公共団体が特に期待する地域振興効果等を記載する。</li></ul>
16. 稼動時における新規雇用確保数	<ul> <li>本事業により新たに生じる雇用者の数を記載する。</li> <li>(パート等の場合は常勤換算(1日8時間勤務)のこと。)カッコ内に直接雇用、間接雇用の内訳を記載する。</li> <li>・間接雇用は事業者が直接雇用しないものを記載する。</li> </ul>
17. 当該市町村の状況 類似団体の類型 財政力指数 人口 高齢化率 人口増減率 就業人口 人口1人当たり所得 事業地における地域指定の状況	・事業地の市町村の類似団体の類型を記載する。 ・直近の「市町村別決算状況調」(総務省自治財政局財務調査課作成)の数値を記載する ・前年度末の住民基本台帳の人口を記載する。 ・直近のデータを記載する。 ・直近の国勢調査人口と前々回のものとの増減率を記載すること。 市町村合併があった場合は、合併前市町村の合計人口を比較した値を記載する。 ・直近の国勢調査の数値を記載する。 ・直近の国勢調査の数値を記載する。 ・把握している数値を記載すること(参考:(雇用者報酬+財産所得+企業所得)÷人口)。 ・事業実施地において過疎、みなし過疎(旧過疎地域に限る)、離島、特別豪雪、地域再生計画認定地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域に該当する場合○で囲む。なお、地域再生計画認定地域において実施される事業の場合には、認定書類の写しを
事業の特例状況	添付すること。 <ul><li>・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(構脱炭素化支援機構が出資等を行う事業、 再生可能エネルギー電気事業のいずれかに該当する事業を○で囲む。</li></ul>
18. 貸付団体の財政状況 標準財政規模、経常収支比率、 実質公債費比率、 財政力指数	・直近の数値を記載する。 ・「17. 当該市町村の状況」と同じ年度のものを記載する。

# 参 考 資 料

#### 地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

- 第2条 貸付の対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は次に掲げるものとする。
  - 一 設備の取得等に係る費用
  - 二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、 保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。)

(貸付対象事業)

- 第3条 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。
  - 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
  - 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び地方自治法(昭和22年 法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」とい う。)にあっては5人以上(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第 117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行 われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業(以下「地域脱炭素化促進 事業」という。)、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構 の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同 法第36条の2に規定する対象事業活動(以下「支援対象事業活動」という。)及び 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108 号)第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事 業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっ ては1人以上)、市町村(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)にあっては1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
  - 三 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1千万円以上のもの
  - 四 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
- 2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付 対象から除外する。
  - 一 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
  - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に

供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

- 第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)一件当たりの貸付額は、概ね3百万円以上とし、都道府県及び指定都市にあっては42億円、市町村にあっては10.5億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、一件当たりの貸付額は都道府県及び指定都市にあっては63億円、市町村にあっては15.7億円を限度とする。
- 2 貸付対象事業一件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。)の35パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業一件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象 事業一件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資 産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対 象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業であ る場合にあっては50パーセント)未満とする。
- 4 沖縄県の区域 (第6項及び第7項に該当する場合を除く。) において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.1億円」と、「63億円」とあるのは「78.7億円」と、「15.7億円」とあるのは「19.6億円」とする。
- 5 「地域再生計画認定地域」(内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)(第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業(沖縄県の区域において実施されるものを除く。)に係る第1項の適用については、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.1億円」と、「63億円」とあるのは「78.7億円」と、「15.7億円」とあるのは「19.6億円」とする。
- 6 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官 通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定 した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関 連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中 「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、 「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」 とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。
- 7 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自 治行政局長通知)に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携 中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又 はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項

- の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。
- 8 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。
- 9 一件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合に おいて、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終 償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 地方公共団体は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融 機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償環)

- 第13条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を 直ちに償還するものとする。
  - 一 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

- 二 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102 号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、地方公共団体が請求したときは、期限の 利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
  - 一 借入人が、地方公共団体が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反した とき。
  - 二 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - 三 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
  - 四 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上 償還したとき。
  - 五 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
  - 六 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義 務の履行を怠ったとき。
  - 七 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
  - 八 借入人が解散したとき。
  - 九 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。
  - 十 前各号のほか地方公共団体において債権保全を必要とする相当の事由が生じたと き。

#### 第3章 貸付手続等

(借入申請)

- 第14条 地方公共団体から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。) は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、当該地方公共 団体に申込みを行わなければならない。
  - 一 事業者概要書
  - 二 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に 係る計画書
  - 三 年度別損益·資金収支計画書
  - 四 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
  - 五 連帯保証予定者の意見書
  - 六 その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付 対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが、 本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 地方公共団体は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総

合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対して は、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

- 第17条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を 受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、 貸付決定を取り消すことができる。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参 考とすることとする。
- 3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、地方公共団体の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第19条 地方公共団体は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第20条 地方公共団体は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る 支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続き)

第21条 前条に規定する委託に際しては、地方公共団体は、財団と委託契約を締結する。

附則

(過疎地域等における貸付額の特例)

第1条 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.

2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

第2条 令和15年3月31日までの間は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

#### (奄美群島における貸付額の特例)

第3条 令和6年3月31日までの間は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

#### (小笠原諸島における貸付額の特例)

第4条 令和6年3月31日までの間は、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する「小笠原諸島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

### (沖縄県の離島における貸付額の特例)

第5条 令和14年3月31日までの間は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、

「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

### (特別豪雪地帯における貸付額の特例)

第6条 令和14年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

#### (特定被災地方公共団体等における貸付額の特例)

第7条 令和8年3月31日までの間は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県、宮城県及び福島県並びに岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と読み替えるものとする。

### (経過措置)

第8条 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する「過疎地域」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「2

- 5. 3億円」と読み替えるものとする。
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県並びに岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県に所在する市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県に所在する市町村(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と読み替えるものとする。

### お問い合わせ先

一般財団法人 地域総合整備財団 <ふるさと財団>

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

TEL: 03-3263-5737 FAX: 03-3263-5732

財団ホームページ https://www.furusato-zaidan.or.jp/ 電子メール chousa-ka@furusato-zaidan.or.jp